

平成31年第1回(2月)佐渡市議会定例会会議録(第7号)

平成31年3月22日(金曜日)

議事日程(第7号)

平成31年3月22日(金)午後5時45分開議

第1 (総務文教常任委員会付託案件)

議案第1号、議案第2号、議案第8号、議案第10号、議案第12号、議案第19号、議案第28号、議案第36号から議案第39号まで、陳情第2号、陳情第7号、陳情第8号

(市民厚生常任委員会付託案件)

議案第3号から議案第6号まで、議案第17号、議案第29号から議案第31号まで、議案第34号、議案第35号、議案第40号、議案第43号、請願第1号、平成30年陳情第5号、陳情第3号

(産業建設常任委員会付託案件)

議案第7号、議案第9号、議案第13号から議案第16号まで、議案第18号、議案第32号、議案第33号、議案第41号、議案第42号、陳情第4号

第2 行財政改革に関する調査特別委員会の報告

第3 発議案第1号

第4 発議案第2号

第5 発議案第3号

第6 発議案第4号

第7 議案第44号

第8 議案第45号

第9 議案第46号

第10 議案第47号

第11 委員会の閉会中の継続審査の件

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(20名)

1番	北	啓	君	2番	宇	治	沙	耶	花	君	
3番	室	岡	啓	史	君	4番	広	瀬	大	海	君
5番	上	杉	育	子	君	6番	山	田	伸	之	君
7番	荒	井	眞	理	君	8番	駒	形	信	雄	君
9番	渡	辺	慎	一	君	10番	坂	下	善	英	君
11番	金	田	淳	一	君	12番	中	川	隆	一	君

13番	岩崎隆寿君	14番	中村良夫君
15番	佐藤孝君	16番	近藤和義君
17番	祝優雄君	18番	竹内道廣君
19番	中川直美君	20番	猪股文彦君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により出席した者

市長	三浦基裕君	副市長	藤木則夫君
副市長	伊藤光君	教育長	渡邊尚人君
総務部長	渡邊裕次君	企画財政長	濱野利夫君
市民福祉部長	後藤友二君	産業観光部長	坂田和三君
建設部長	猪股雄司君	総務部長 (兼総務課長) (兼選挙管理事務局長)	中川宏君
企画財政部副部長 (兼財政課長)	磯部伸浩君	市民福祉部副部長 (兼市民生活課長)	小路昭君
産業観光部副部長 (兼世界遺産推進課長)	深野まゆ子君	産業観光部副部長 (兼地域振興課長)	山本雅明君
建設部副部長 (兼上下水道課長)	渡部一男君	会計管理者 (兼会計課長)	源田俊夫君
教育委員会 教育課長	山田裕之君	両津病院 管理部長	伊藤浩二君
監査委員 局長	加藤留美子君	農業委員会 事務局長	北嶋富夫君
消防長	菊池慎也君		

事務局職員出席者

事務局長	村川一博君	事務局次長	本間智子君
議事調査係	梅本五輪生君	議事調査係	岩崎一秀君

午後 5時45分 開議

○議長（猪股文彦君） ただいまの出席議員数は20名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

日程第1 （総務文教常任委員会付託案件）

議案第1号、議案第2号、議案第8号、議案第10号、議案第12号、議案第19号、議案第28号、議案第36号から議案第39号まで、陳情第2号、陳情第7号、陳情第8号

（市民厚生常任委員会付託案件）

議案第3号から議案第6号まで、議案第17号、議案第29号から議案第31号まで、議案第34号、議案第35号、議案第40号、議案第43号、請願第1号、平成30年陳情第5号、陳情第3号

（産業建設常任委員会付託案件）

議案第7号、議案第9号、議案第13号から議案第16号まで、議案第18号、議案第32号、議案第33号、議案第41号、議案第42号、陳情第4号

○議長（猪股文彦君） 日程第1、各常任委員会に付託した案件についてを議題といたします。

まず、総務文教常任委員会に付託した案件について委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長、佐藤孝君。

〔総務文教常任委員長 佐藤 孝君登壇〕

○総務文教常任委員長（佐藤 孝君） 委員会審査報告。

本委員会に付託の事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第109条及び第143条の規定に基づき報告します。

議案第1号 学校教育法の一部を改正する法律の施行等に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について。本案は、学校教育法の改正により、平成31年度から専門職大学制度が開始されることに伴い、専門職大学の前期課程の修了者を短期大学の卒業者と同等のものとして取り扱うことなど所要の改正を行うため、関係する条例の一部を改正するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第2号 佐渡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、地方公務員の長時間労働の是正に向け、職員の時間外勤務命令の上限を定めるに当たり、規則への委任規定を設けるため、佐渡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

なお、本委員会において付した意見は次のとおりであります。

意見。今回の改正により規定される予定の時間外勤務命令の上限を既に超過している実例があることから、市職員の労働環境改善につながるよう適正に管理することを求める。

議案第8号 佐渡市ケーブルテレビ放送施設の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例の制

定について。本案は、平成31年10月から施行される予定の消費税率の引き上げに合わせ、業務提供区域の加入負担金、使用料及び手数料の改正を行うため、佐渡市ケーブルテレビ放送施設の設置及び管理等に関する条例の一部を改正するものであります。審査の結果、賛成多数で原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第10号 佐渡市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、消防法令に関する重大な違反のある防火対象物について、法令違反の内容を公表することにより、利用者等の防火対象物に対する意識の高揚と火災災害の軽減を図るとともに、防火対象物関係者による防火管理業務の適正化及び消防用設備等の適正な設置促進に資するため、佐渡市火災予防条例の一部を改正するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第12号 佐渡市辺地総合整備計画（平成31（2019）年度～2021年度）の策定について。本案は、現行の佐渡市辺地総合整備計画の期間終了に伴い、新たに平成31（2019）年度から2021年度までの佐渡市辺地総合整備計画を策定するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第19号 新潟県市町村総合事務組合理約の変更について。本案は、三条・燕・西蒲・南蒲広域養護老人ホーム施設組合が新潟県市町村総合事務組合の非常勤職員に対する公務災害補償に関する共同処理事務に加入することに伴い、新潟県市町村総合事務組合理約を変更することについて議会の議決を求めるものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第28号 平成31年度佐渡市一般会計予算について。本案は、平成31年度佐渡市一般会計予算を定めるもので、その歳入歳出予算の総額は430億円と前年度当初予算と比較して21億4,966万6,000円、率にして4.8%の減となるものであります。本予算は、徹底した事務事業の検証、見直しを行った一方で、佐渡市将来ビジョンに掲げる観光地域づくりの推進、産業の振興、災害に強い島づくり、佐渡活性化に向けた地域づくりの4つの戦略を集中的に取り組むものとなっております。審査の結果、賛成多数で原案どおり可決すべきものとして決定しました。なお、各委員会において付した意見は次のとおりであります。

意見。1、総務文教常任委員会。（1）、総括的事項。①、行政運営の指針にかかわる各種計画、方針等について。平成31年度は、佐渡市将来ビジョン、行政改革大綱、公共施設等総合管理計画の精緻化及び個別施設計画等の策定年度であり、地域別の産業振興策なども策定することとしている。これらの計画は、佐渡市合併15年の特例期間を経て、少子高齢化の進む中で佐渡市や各地域のあり方にかかわる方向性を示すものであるが、佐渡市の市町村合併で展望したビジョンを発展させた計画になるような取り組みを行い、市民の意見を反映した行政運営の指針とすべきである。上記の計画は、企画財政部企画課を中心として行われるが、現在の人数や体制では満足な計画策定は到底無理であることはこれまでの議会の指摘でも明らかであり、十分な体制を構築して行うべきである。

②、防火体制について。平成28年の糸魚川大火の教訓を生かし、44地区の住宅密集地警防・防火対策をさらに深めることとしている。平成31年1月の両津夷火災で死者3名を出したことは、住宅密集地における防災対策がまちづくりのあり方とも密接にかかわっていることが明らかになった。また、広大な佐渡市において、消防、救急車両の入れない市道などが存在しているため、佐渡市全体の防火体制について十分な対応を講じるべきである。

③、危機管理体制について。3月9日に起きた佐渡汽船ジェットフォイルの衝突事故では、80名にも及

ぶ負傷者が発生したが、この事故で離島における救急体制の脆弱さが明らかになった。航路における事故だけではなく、多発する自然災害等に伴う救急医療や救援救助のあり方にもかかわるものであり、消防だけではなく全庁を上げての検討を要することから、離島という条件に危機意識を持って対応すべきものである。

④、国の交付金事業について。平成30年度は、離島振興活性化交付金、地方創生推進交付金、地域社会維持推進交付金の各事業における不用額が多かった。この反省を踏まえ、平成31年度は十分活用できるよう、進捗管理を徹底すること。

(2)、2款総務費、1項総務管理費、5目財産管理費、財産管理事業について。平成30年9月の台風21号による被害対応の予算審査の中で、市有物件災害共済に加入する物件の見直しを指摘したにもかかわらず、検討がなされていない。自然災害等がふえる中、加入する物件については十分な検討をすべきである。

(3)、10款教育費、1項教育総務費、3目教育振興費、心の教育支援事業について。適応指導教室「あすなる教室」のあり方については、利用者の意見を十分に聞いて決定するとともに、不登校児童生徒等がふえている実態から、その支援拠点をふやすよう取り組まれない。

2、市民厚生常任委員会。(1)、20款繰入金、2項基金繰入金、1目その他特定目的基金繰入金、子ども未来応援基金繰入金について。子ども未来応援基金は、公立保育園を民営化する際、その財政的メリットの部分を基金に積み立て、将来の民営化に必要となる財源を確保するために設立したものである。しかし、今回基金として潤沢ではない中で、これを取り崩し、計画策定の委託料のために繰入れることは、本来の目的に沿っていないと指摘する。よって、規則を早急に定め、本来の目的に沿った使い道を明確にされた上での執行を求める。

(2)、2款総務費、1項総務管理費、6目企画費、新エネルギー導入事業について。本事業では、新エネルギーに関する蓄電設備の設置補助金210万円が予算計上されている。これは、平成30年度に電気自動車導入の実績がなかったことから、新規事業として家庭用蓄電池の導入を進める事業であり、2019年問題により売電期間が満了する個人を対象として促進するものである。離島として再生可能エネルギーの活用は積極的に取り組むべき課題と捉え、今後新潟県とも連携しながら事業推進すべきである。

(3)、3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、社会福祉法人運営費助成事業について。社会福祉協議会への補助金を平成30年度の大幅な削減から多少の復活をさせているが、市の福祉の重要なパートナーとして十分なサービスを提供できるよう、さらに社会福祉協議会との協議を重ね、補助金額の見直しを行うべきである。

(4)、3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、生活困窮者自立支援事業について。当該事業は、生活困窮者自立支援事業、地域力強化推進事業及び包括的支援体制構築事業を3,548万5,000円の予算で社会福祉協議会に委託するものであるが、生活困窮者の自立に向けて、相談及び適切な支援体制の強化を図りたい。また、社会福祉協議会に任せた姿勢を改め、地域で支え合える仕組みづくりの体制強化について市も主体的にかかわることを求める。

(5)、3款民生費、1項社会福祉費、4目老人ホーム運営費、待鶴荘特定施設入居者生活介護事業について。市が運営する養護老人ホーム待鶴荘内に開設する介護保険事業所（佐渡市特定施設待鶴荘）において、平成30年12月6日に新潟県による介護保険サービス事業者などの現地監査が実施され、特定施設入

居者生活介護事業の介護報酬に不正請求があることが明らかになった。不正請求の内容は、本来有資格者が提供する訪問介護サービスが無資格者が提供したにもかかわらず、有資格者が提供したように記録を書きかえるなど、本来請求できない介護報酬及び利用者負担金を請求していたものである。この不正請求については、平成18年から行われていたことが判明しており、この間何度も不正を正す機会がありながら、長年にわたり是正できなかったことはまことに遺憾である。そして、新潟県の監査で実態が明らかになったことは、佐渡市も法人を監査するべき立場にありながら、全くもって恥ずべきことである。また、昨年12月に新潟県による現地監査が行われ、本年2月には報告を受けていたにもかかわらず、当委員会に報告がなかったことは、議会と執行部との信頼関係を失わせるような姿勢であり、重ねて遺憾である。今後早急に原因を究明し、議会に報告することを強く求める。また、運営形態については、待鶴荘特定施設入居者生活介護事業の切り離しを視野に入れ、外部委託の進めを進めること。なお、返還対象者に対して返還を行うに際しては速やかに、かつ誠意ある対応に努めること。

(6)、3款民生費、2項児童福祉費、5目母子福祉費、母子家庭等対策総合支援事業について。経済的に困窮している家庭の学習支援強化に向けて、家庭児童相談員の増員及び処遇改善に取り組むことを求める。

(7)、3款民生費、2項児童福祉費、6目子育て支援費、子育て支援対策事業について。社会福祉協議会に委託して実施していたファミリーサポートセンター事業を突然廃止し、その後に市直営で新たに事業を立ち上げたものの、登録者数は4分の1に減少した。また、登録者数は地域によっては大きな偏在がある。佐渡市にとって子育て支援は喫緊の課題であることから、子育て世代に求められる意見を伺いながら早急に充実を図ること。

(8)、4款衛生費、1項保健衛生費、10目健康保養センター費、温泉管理運営事業について。本事業では、ビューさわの無償貸与に向け公募をかけたが、応募がなく、佐渡市直営となるものだが、これは一時的な対応である。佐渡市は、温泉及び入浴施設の直営をしない方針であることから、早急に無償貸与に向け努力されたい。

(9)、4款衛生費、1項保健衛生費、10目健康保養センター費、温泉・地域活性化事業について。貸与施設に新たな補助金を制度化しているが、その支援が事業者にとっての経営安定につながるのか疑義がある。温泉施設に対する市の対応は、紆余曲折を経てもなお迷走していると言わざるを得ない。抜本的な対応をとることを強く求める。

(10)、4款衛生費、2項清掃費、1目清掃総務費、島民一丸となった環境美化活動推進事業について。本事業は、市長が主要施策として開始したものであるが、その内容は委託に頼っており、島民の参加は限定的である。島民の機運を醸成し、多数の島民が参加する事業としての展開を工夫されたい。

3、産業建設常任委員会。(1)、2款総務費、1項総務管理費、6目企画費、佐渡ふるさと島づくり寄附金事業について。ことし6月から返礼品の基準が徹底される予定であるため、間口を広げることや他地域に負けない魅力ある返礼品メニューを用意するなど、より成果を上げられるようさまざまな角度から取り組みを行うこと。

(2)、2款総務費、1項総務管理費、6目企画費、交通対策事業について。人口減少や高齢化が進んでいき、買い物弱者がふえている。平成30年度から乗り合いタクシーを社会実験として実施しているため、

利便性を向上させて利用者をふやすよう対策を講じること。また、市が管理しているバス待合所を新潟交通佐渡へ移行することを検討すること。

(3)、2款総務費、1項総務管理費、6目企画費、海上輸送費支援事業について。離島活性化交付金事業として戦略産品が4品目から5品目に拡大されているが、移入に対する支援策も早急に国へ要望すること。

(4)、2款総務費、1項総務管理費、11目空港対策費、空港対策事業について。新知事が就任した今のタイミングを逃してはならない。早急に佐渡空港を再開し、滑走路2,000メートル化への道筋をつけること。

(5)、2款総務費、1項総務管理費、12目姉妹都市等交流費、姉妹都市等交流事業について。姉妹都市や友好交流都市に対して積極的に佐渡を売り込み、交流を深めて他の事業展開へつなげていく方法を模索して取り組むこと。

(6)、2款総務費、1項総務管理費、16目支所及び行政サービスセンター費、元気な地域づくり支援事業について。今年度の実績見込みに合わせて減額して当初予算に計上しているが、地域からの要望が減っているとは感じられないため、支所・行政サービスセンターから地域へ周知を徹底させ、補正予算の計上も含めて真摯に対応していくこと。

(7)、2款総務費、1項総務管理費、17目特定有人国境離島地域社会維持推進費、滞在型観光促進事業及び創業・事業拡大等支援事業について。他の離島に比べて圧倒的に制度の活用が低いいため、他自治体の状況を調査研究してモデルとなる水準まで引き上げること。

(8)、6款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費、集落営農・担い手支援事業について。昨年度から開始している園芸産地再生担い手育成事業の検証として、四日町の土地を造成して園芸の作付に取り組み始めているが、スピード感が足りていないと思料する。会計単年度主義に立ち返り、他自治体の成功事例を視察研究し、農協等と連携して短期間で取り組むこと。

(9)、6款農林水産業費、1項農業費、5目畜産業費、畜産振興事業について。大型和牛繁殖支援施設による繁殖牛の増頭には一定のめどが立っていることから、肥育牛の拡大も関係団体と協議して進めていくこと。

(10)、6款農林水産業費、2項林業費、2目林業振興費、森林環境整備事業について。森林整備のために新たな財源が交付されて取り組む事業であるため、関係団体と協議し、放置されている森林の活用につなげるための長期計画を立てて林業の再生に役立てること。

(11)、6款農林水産業費、3項水産業費、2目水産業振興費、離島漁業再生支援事業について。離島漁業の再生には、魚価の向上に取り組まなければならない。周りが海という資源を最大限活用できる方策を総合的に模索し、取り組むこと。

(12)、7款商工費、1項商工費、2目商工振興費、海洋深層水対策事業について。更新の時期になるため、指定管理の廃止を含めて今後の方針を検討すること。

(13)、7款商工費、1項商工費、3目観光費、観光振興対策事業について。①、長岡佐渡広域観光協議会への負担金により実施する予定の寺泊一小木間の旅行ツアーは、赤泊地域への配慮に欠けている。今後の企画造成の際には、地域に配慮するよう協議会で検討すること。

②、3月9日に起きた佐渡汽船ジェットフォイルの衝突事故による風評被害により観光客が減少しているため、関係者と対策を練り、一刻も早く対応すること。

(14)、7款商工費、1項商工費、3目観光費、観光地域づくり推進事業について。観光地域づくり推進事業を最重要の取り組みの一つとして施政方針に掲げているが、佐渡観光交流機構の取り組みや当該事業の成果により誘客の増加につながったものとは考えにくい。今までの考え方を根本から見直し、成果として目に見える形の誘客となる取り組みを行うこと。

(15)、7款商工費、1項商工費、4目観光施設管理費、観光施設管理事業及び観光施設整備事業について。観光地への動線でトイレが不足している場所には早急に整備すること。また、トイレは佐渡のイメージに直結するため、効率的な管理ができる方法を検討すること。

(16)、8款土木費、5項都市計画費、3目駐車場管理費、市営駐車場管理事業について。両津港佐渡汽船ターミナル付近について、市民の利便性が向上する駐車場の整備を関係者と協議して取り組むこと。また、送迎のために一時停車が可能な仕組みを構築すること。

議案第36号 平成31年度佐渡市五十里財産区特別会計予算について、議案第37号 平成31年度佐渡市二宮財産区特別会計予算について、議案第38号 平成31年度佐渡市新畑野財産区特別会計予算について、議案第39号 平成31年度佐渡市真野財産区特別会計予算について。以上4議案は、平成31年度における各財産区の特別会計予算を定めるもので、その予算規模はそれぞれ次のとおりであります。五十里財産区19万2,000円、二宮財産区324万8,000円、新畑野財産区347万円、真野財産区325万2,000円。主な内容は、管理会費や造林事業費を計上するものであります。審査の結果、賛成多数で原案どおり可決すべきものとして決定しました。

なお、本委員会において付した意見は次のとおりであります。

意見。財産区は、平成31年度中に廃止するよう努められたい。

陳情第2号 「会計年度任用職員制度施行に伴う臨時・非常勤職員の地位・待遇改善を求める意見書」提出を要請する陳情。本陳情は、地方自治体で働く臨時、非常勤職員が全国で65万人を超え、臨時、非常勤職員なしには十分な行政サービスはできないと言っても過言ではない状況の中、民間企業に働く非正規労働者が2018年4月から労働契約法第18条に基づく無期雇用への転換請求が始まった一方で、公務に働く臨時、非常勤職員には労働契約法は適用されず、非正規のままいつでも雇いどめできる不安定な状況にあることから、地方公務員法、地方自治法改正の趣旨である臨時、非常勤職員の待遇改善を行うためには改善に要する財源確保が必要なことから、国において十分な財政措置を講ずるよう意見書の提出を求めるものであります。審査の結果、採択すべきものとして決定しました。

陳情第7号 畑野の図書室の充実に関する陳情。本陳情は、畑野農村環境改善センターの一室に設置されている畑野図書室について、蔵書や閲覧テーブルが少ないことから、現在策定を進めている佐渡市立図書館ビジョンを実現するためには、今の図書室では満足なサービスが提供できないとして、教育委員会移転後の畑野行政サービスセンターへ移転し、図書室機能の充実を求めるものであります。審査の結果、採択すべきものとして決定しました。なお、本陳情は市長へ送付し、その処理の経過及び結果の報告を請求すべきものとして決定しました。

陳情第8号 あすなろ教室の畑野移転についての陳情。本陳情は、現在真野図書館の2階に開設してい

るあすなろ教室について、利用者の意見を踏まえ、さまざまな問題点を解決し、同意を得た上で移転の決定をするよう求めるものであります。審査の結果、採択すべきものとして決定しました。なお、本陳情は市長へ送付し、その処理の経過及び結果の報告を請求すべきものとして決定しました。

以上です。

○議長（猪股文彦君） 以上で総務文教常任委員長の報告は終わりました。

これより議案第8号 佐渡市ケーブルテレビ放送施設の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての採決を行います。

本案の採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（猪股文彦君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第28号 平成31年度佐渡市一般会計予算についてに関する委員長質疑に入ります。

金田淳一君の質疑を許します。

金田淳一君。

○11番（金田淳一君） 総務文教常任委員長、お疲れさまでした。最初に、総務文教常任委員長に質疑をさせていただきます。

意見の中で危機管理体制について意見が付されております。離島における救急体制の脆弱性が明らかになったという指摘がありましたが、今回のジェットフォイルの衝突事故について、その対応について私3月11日に緊急質問をさせていただきましたけれども、その後委員会の中で消防ですとか防災管財課のほうからその対応についてどのような説明があったのかをお知らせいただきたいと思います。市長を中心とする危機管理体制が今回及第点をつけられたのかどうか、そのあたりのことについて説明をいただきたいと思います。

もう一つ質疑をさせていただきます。小中学生の島外での活動に係る児童生徒文化・体育活動補助金について質問させていただきます。昨年度の予算と比べて357万6,000円の減額というふうに予算書ではなっております。これについて、受益者の負担については新年度はどのようになるのかを説明いただきたいと思います。

○議長（猪股文彦君） 佐藤総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（佐藤 孝君） それでは、金田議員にお答えをいたします。

まず初めに、危機管理体制についてであります。ジェットフォイルの事故の件ですけれども、私ども委員会はまず消防のほうの審査を行いました。消防署の審査では、佐渡汽船との協議もしたことはなかったというお話ですけれども、それを含めて議会のほうからきちっと対応できるようなマニュアルを作成してほしいと、それについても消防署だけではなく全庁を挙げて検討すべきであるという意見が皆様方から出ております。

そして、及第点ということでもありますけれども、消防署のほうで最終的な報告は本日22日の会期中まで

にはなかなか出せないということでありましたので、その辺の具体的なものがきちっと出てからということになります。及第点をどうのこうのというようなところまでの内容の説明ではありませんでした。

もう一つ、児童生徒の島外の大会への補助の件ですけれども、これ受益者負担ということで今回は3,000円保護者から負担していただきたいという説明がありました。これについては、今まで1,500円であったものを3,000円ということは一体どういうことかということで委員からかなり質疑が出ました。市の補助金要綱に照らし合わせて2分の1補助とする。そのために、中体連の基準をもとにすると6,000円ちょっとぐらいですから、その半分ということで3,000円、これを何とかもとに、1,500円に戻せないかという意見をかなり出しましたが、執行部のほうとするとこの2分の1の補助ということでやらせていただきたいということで、それ以上深く追及はしておりません。

以上です。

○議長（猪股文彦君） 金田淳一君。

○11番（金田淳一君） 危機管理ですが、当日職員の皆様方一生懸命努力をされて、けが人の皆様を搬送していただきました。終了が5時を回っていた、6時近かったというふうな報告を受けておりますが、委員会の中で説明があったかどうかわかりませんが、病院への搬送が長時間かかってしまった理由等がもし審査の中でわかりましたらお知らせいただきたいと思えます。

小中学生の部分に参りますが、昨年3月の定例会の、当時は社会文教常任委員会というところでの予算を審査いたしました。昨年の委員会の審査報告書をちょっと読ませていただきますが、「児童・生徒の島外での宿泊費自己負担額を1泊1,500円から3,000円に倍増するものである。教育活動に離島としての不利益を課してはならず、従来の制度に戻すことを強く求める」というふうな意見が出されております。これは、昨年の予算が否決される一つの原因でもあったと私は認識しております。それから、12月の決算審査特別委員会のときに同じ項目について、「児童生徒の島外での文化体育活動の遠征費における保護者負担について、離島振興法や特定有人国境離島特別措置法では、本土との離島格差を埋める施策が進められていることから、同様の考えに基づいた施策を構築すること」ということで同じような意見がつけられました。先ほど委員長は、補助金の割合が2分の1ということで仕方ないということを説明いただきましたけれども、本土のほうではほとんど宿泊はかからないわけで、生徒は交通費だけの負担でいいわけなのです。そこを離島なので、宿泊が必要ということで、今まで1,500円の負担でやったわけですが、それを一気に倍増するということはやはり保護者にも非常に負担になりますので、そのあたりはもっと厳しい指摘をしていただきたかったわけなのですが、意見をつけられなかったことについて説明をお願いいたします。

○議長（猪股文彦君） 佐藤総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（佐藤 孝君） まず、病院への搬送の件ですけれども、これにつきましては具体的に細かいところまではそのときはたしかはつきりわかっていなかったように思います。委員会の中としては、今後いろんな災害等があるということを踏まえて、きちっとした体制づくりをするようにということでお話をしましたので、そのときに執行部のほうとすると、地域防災計画の中にも海難事故等もあると、県の地域防災計画、県の関係機関を招集して県の情報連絡室と連携をもとにしてこれから一緒にやってみようという要請をしたいというお話でございました。

それと、先ほどの市からの補助金、要するに2分の1補助の件ですけれども、あくまでもこれは市の補助金要綱に照らし合わせて2分の1ということは何回も執行部のほうは、私ども委員会のほうの委員の質問に対してその答弁に一貫しておりましたので、この辺は意見もというふうなことには委員会の中では、今後もうちょっと負担を減らすようにという意見は出ましたけれども、直接意見をつけるという、そういう委員からの意見は出ませんでした。

以上です。

○議長（猪股文彦君） 金田淳一君。

○11番（金田淳一君） 危機意識をしっかりと持ち取り組みなさいという意見がついております、最初の項目ですが。今回の一連の救出作業について、消防、それから防災管財、あるいは市長、副市長との連携ですとか、私はそういうところの今回報告書をしっかりとつくって検証していただきたいと思います。去年の漏水災害のときにもお願いしましたけれども、ぎりぎりにならないと出てきませんでした。そのことについて委員会としては指摘されたのかどうかを教えてくださいたいと思います。

それから、小中学生の活動については、やはり大変子供たちが楽しみにしている、努力した結果を新潟のほうへ行って披露したいという活動の場ですので、これからも委員会のほうでこの分野についてはしっかりと議論をしていただきたいと思いますが、委員会の方向性について話がされていたらご報告いただきたいと思います。

○議長（猪股文彦君） 佐藤総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（佐藤 孝君） それでは、まず最初のジェットフォイルの事故の件ですけれども、報告書につきましては消防署のほうからはまだ細部について調査中ということでありました。一応当委員会のほうにまず先に報告をする、そして全協でも報告をしたらどうかという委員の皆さんの意見もありまして、そういう形で報告書は出したいということであります。そういう指摘をし、なおかつこれは全庁で取り組むべき問題であるので、消防署だけの問題ではないと。防災管財課、総務課、当然全ての課を含めてそういう対策を練ることを早急にやるようにという意見を出しております。意見というか、委員会の中での意見です。

それと、市の補助金、受益者負担の関係ですけれども、これについてはもうとにかく3,000円では保護者はきついと、高いのではないかということを再三委員会の中では話をしましたが、今後具体的にどうする、こうするというような話は委員会の中では出ておりません。

以上です。

○議長（猪股文彦君） 次に、産業建設常任委員会に関する金田淳一君の質疑を許します。

金田淳一君。

○11番（金田淳一君） それでは、これから産業建設常任委員長に質問させていただきます。

意見書にも記載がされておりました滞在型観光促進事業でございまして、平成29年度、平成30年度と2年にわたって実施をされた事業です。残念ながらその2年間、設定した誘客数には届いていないというふうに認識をしておりますが、平成31年度については取り組まれる佐渡観光交流機構ですとかその他の業者、ツアー造成等に新たな工夫とかが見られたのか、説明をお願いしたいと思います。

それから、去年の決算審査特別委員会で指摘をしましたが、平成29年度末に購入したそれにかか

わる備品等、たくさん購入をいたしましたけれども、その物品の平成31年度に向けての活用策についてはどういう説明があったのかをご説明いただきたいと思ひます。

それから、関連になりますけれども、観光地域づくり推進事業の中で佐渡観光交流機構の取り組みについてご指摘がありますけれども、DMOということでことし2年目になります、新たな斬新的な取り組みが計画されているのか説明をお願いしたいと思ひます。

○議長（猪股文彦君） 産業建設常任委員長、渡辺慎一君。

○産業建設常任委員長（渡辺慎一君） それでは、金田議員の質問にお答えさせていただきます。

まず、滞在型観光促進事業、平成29年、平成30年と観光交流事業の中のツアー等新たな工夫があるのかということでございます。誘客数が伸びてもいない、そして新たな工夫があるかということでございます、委員会としましては、これが新たな工夫なのかどうかという委員のメンバーの認識の違いはあると思ひますが、一応格安の航空会社、そして格安バスとの提携等今後図っていきたい。それから、さどまる倶楽部、現在1万6,000人の会員がいるそうでございますけれども、それを3万人にしたい。そして、いずれは関係人口ですか、100万人を目指したいというようなことでもって、新たな工夫をこれからするのかなというような捉え方を、個人的ではございます、しております。

そして、昨年、おとしですか、平成29年度備品購入した物品の活用策ということで、これは決算審査特別委員会で議論したことだと思ひますが、今回私どもの委員会としては具体的にこの物品の活用策のところまでは審査しませんでした。しかし、資料として急いで取り寄せた資料の中には、平成29年度に、有人国境離島の関係だと思ひますのでけれども、購入した備品の活用策ということでエンジョイプランで個人向け体験商品として活用していく、また修学旅行やインバウンド対策での新たな体験メニューとして利用促進を図る、地引き網体験や鬼太鼓体験などについては旅行者と調整を進めている、それから佐渡市や佐渡観光交流機構が開催、参加する島内外の各種イベントにおいて積極的に活用していくということでもって、活用はこれから、平成31年度から大いに活用していくというような説明でございます。

○議長（猪股文彦君） 金田淳一君。

○11番（金田淳一君） この事業、滞在型観光は1億円余りの大きな予算がつけられております。特定有人国境離島の国からの支援ということで大変ありがたい制度で、ほかの離島でもかなり積極的に活用されておりますので、これをしっかり使わない手はないというふうに考えておりますので、今ほどことしはこれをやるのだというふうな報告はいただけませんでしたけれども、しっかりと取り組んでほしいものだなと思っております。

備品についてですが、先ほど委員長から説明があったとおり、地引き網、それから鬼太鼓の太鼓とか衣装、相川の奉行所でお茶会みたいなことをして貸し衣装を借りて雰囲気を楽しむような、そういうイベントですとか、あるいは冬場、スノーシューというふうなもので冬場の観光に向けてというふうなことで平成29年度、高額の100%に近い補助金をいただいて整備した物品ですので、これを使わない手はないと私たちは思っておりますので、平成30年度までなかなか使い切れなかったということがあります。体験パックについても、なかなかうまく集客ができていないという報告も聞いておりますので、私はそのところもししっかりと取り組んでほしいと思っておりますので質疑をさせていただきました、体験パックについてもそこまで審査は踏み込んでいなかったということなのか教えてください。

それから、佐渡観光交流機構について、2年目です。指摘がございます、意見書の中で。具体的なその取り組みについて、説明できる場所がありましたらご報告いただきたいと思います。

○議長（猪股文彦君） 渡辺産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（渡辺慎一君） この平成29年度の物品の購入のことは、実際には委員会では突っ込んで審査はしませんでした。しかし、これからのことでしょうかということでもって先ほどエンジン・プラン以下、修学旅行云々ということの説明させていただきましたが、委員会のメンバーとも相談しまして、せっかく活用するといつて予算を盛って購入したものでございますので、この後の委員会ではこのことをしっかりと審査項目に上げていきたいと思います。

それから、先ほどDMOの話が欠落しておりましたけれども、これもちょっと委員会全体のというよりも、斬新なものがあるかということ、あるかというとなんと答えるしかないのですけれども、あえて説明があったものはさどまる倶楽部、1万6,000人から3万人、関係人口を将来的には100万人にしたいということでございますので、具体的に予算は盛ってあるものの、これから佐渡の観光に非常に効果的あるいはこれまで以上に観光客増につながるものはないということでもって、委員会としましてはかなり強い語気での審査というふうになっております。

以上でございます。

○議長（猪股文彦君） 次に、上杉育子さんの質疑を許します。

上杉育子さん。

○5番（上杉育子君） それでは、まず初めに市民厚生常任委員会のほうに質問させていただきます。

子ども未来応援基金繰入金について伺いたいと思います。本年度新たに設置された基金を取り崩し、計画策定の委託料のために繰入れるということですが、設置されたばかりの基金を取り崩すその理由は一体何だったのかお聞かせください。

また、具体的にどのような事業の計画策定で委託するのか。

それから、規則を早急に定めるよう意見もついております。具体的にいつまでとかというような指示は出されているのかをまず伺わせてください。

そして、次の子育て支援対策事業について伺います。以前社会福祉協議会に委託されていたファミリー・サポート・センター事業が平成30年3月31日で受託が終了となって、現在市直営でトキの島ファミリー・サポート・センターというのが開催されていると私は思っているのですが、今その実情はどのようになっているのか。

また、意見のところには登録者数が4分の1に減少したとなっております。その辺のところの要因等を分析されているのかなど、審議されたのかをお聞かせください。

3つ目です。温泉管理運営事業について伺います。4月から市直営となるビューさわたの直営に係る経費はどのくらいなのか。予算計上されていると思うのですが、その辺のところを教えてください。

そして、貸し付け施設燃料費支援事業として152万4,000円が計上されておりますが、この支援事業の対象者と事業内容及びこの財源はどこから出ているのかというような点についてお聞かせください。

4つ目、温泉・地域活性化事業についてです。貸与施設に新たな補助金を制度化していると書かれておりますが、具体的にどのような制度なのかをお聞かせください。

そして、「その支援が事業者にとっての経営安定につながるのか疑義がある」と意見も付されております。このことに対してどのような審査をされたのかまずお聞かせください。

○議長（猪股文彦君） 答弁を許します。

市民厚生常任委員長、荒井真理さん。

○市民厚生常任委員長（荒井真理君） まず最初に、子ども未来応援基金の繰入金についてお答えいたします。

この基金は、条例に定められているものがあり、この目的は地域における児童福祉の推進を図ることということになっています。今現在880万円ほど基金がありますけれども、これを何に使うかという規則に当たるものはまだ策定されていない状況で、215万円が第2期子ども・子育て事業計画策定のために、もう一つが135万円、子ども若者サポートセンター、新規、この委託料に充当したいということで、残りは530万円になるわけですが、これについて財政課と相談して、新しい事業に充てるのはいいのではないかと相談したということです。では、なぜそうなったのかというところは、私どもの推測は、ほかの財源を探すよりもここが適当だったということだったのではないかとこの思料をしております。

次に、子育て支援対策事業についてです。旧ファミリー・サポート・センターですが、こちらについては今現状はどうなっているかといいますと、まず昨年度までは284名の提供会員と利用会員とおられました。そしてまた、両方使う会員と、3種類ですけれども、284名いたところ、今年度は現在71名と、ちょうど4分の1しかいません。1年間の現状はどのようなことだったかという、預かりに7件、送迎80件で、合計87件の実績でした。登録者数の減少の要因は分析しているかという、余り分析はしていないと思われそうですが、私どもの審査した中で明らかになったのは、もともと社会福祉協議会が受けていたときに284名いらした方々が再び登録をしないのをそのまま音沙汰もなく放置しているような状況が一つの減少の要因かと思われまます。そして、今後の方針がどのようなものかということですが、これからは執行部で会員をふやすために今まで一度登録した方々に当たってみるということでした。

次に、温泉管理運営事業についてです。4月からビューさわたが直営になるということですが、この経費については直営で支出する歳出は3,812万4,000円を見込んでいます。これは、1年間かかる経費という形での計算です。

そして、次の貸し付け施設燃料費支援事業、これは対象になっているのは畑野の松泉閣、新徳瀉上温泉、そして羽茂温泉ですが、これらについてはふるさと納税を、これを原資にしまして、総計で152万4,000円ですが、畑野と新徳は灯油の購入のため、そして羽茂は重油を購入するための2分の1の補助ということです。

そして次に、温泉地域活性化事業についてです。新たな補助金の制度がどのようなものかということですが、今まで4つメニューがあったところに1つふえるメニューは温泉活性化協議会運営資金交付金ということで、主に健康づくりフェアなどに参加した方々にこの温泉活性化協議会に参加している入浴施設、温泉施設を持っている方々がおおよそ200円の額面の割引券を配布するというものです。これがなぜ限定的だという疑義があるかということですが、昨年11月に温泉活性化協議会で無償貸与を受けている3つの施設から、燃油の高騰が非常に経費を圧迫しているため、補助がなければ経営が難しいという陳情がありました。しかし、そこに示されている額がこの新しい温泉割引券を配布することでカバーできるとはとて

も思えないということです。

以上です。

○議長（猪股文彦君） 上杉育子さん。

○5番（上杉育子君） それでは、子ども未来応援基金繰入れは規則を早急に定めるという意見がついてきます。具体的にいつまでというような指示は、先ほども伺ったのですけれども、お答えがなかったので、再度聞きます。出されているのか。

そして、この規則が早急に出されれば、どうぞお使いくださいというような形での審査だったのかどうか、まずそのところをお聞かせください。

それと、もしこれ基金を取り崩してこういうようなところに充てるというようなところにおいては、この事業の方向性とか方針等について審査されているのか、もう一度お聞かせください。

それから、子育て支援対策事業というところにおいて、登録者数が4分の1に減少した要因というのは詳しく分析されていないようであるが、社会福祉協議会が委託していたときに登録されていた方々の漏れがあって量が少ないのではないかというようなお話だったのですけれども、まず直営でやってみたときと委託で社会福祉協議会にやっていただいていたときと何がどう変わったかとかというような審査はされたのかどうか。何でこういうこと聞くかといいますと、委託に出しているときに随分登録者がおられて利用されていた。ところが、市直営になったら登録者数が減って、本当に子育て支援というのはすごく重要なものだと思っているのですが、そのために直営をすることによって利用者が減ってしまっているというようなことであると、どこに問題があるのかとかというような点も出てくるかと思しますので、その辺のところをファミリー・サポート・センターが直営になってどう変わったのかというようなところを審査されたのかを伺いたいです。

それから、温泉の管理運営事業のほうにおいてですが、支援事業の対象者と事業内容を伺いましたが、私ちょっと聞くとところによると、以前は20万円未満の修繕に関しては施設のほうで持っていたと思っておりますが、そちらのほうもこの経費の中に含まれて補助の対象になってきているのではないかというあれがあるのですが、その辺のところ、実際のところはどのようになっているのか教えてください。

そして、この制度というのは原資がふるさと納税のほうから入ってくるということなのですが、このふるさと納税が今後昨年と同じぐらいの金額が入ってくるかどうかとか、それから20万円未満の修繕とかというのはもう建物が古くなれば古くなるほどふえてくると思うのです。そういうような点において、今後の財政的な面でのシミュレーションとかはとられているのか、その辺のところは審査されているのかをお聞かせください。

温泉・地域活性化事業についてですが、1つ確認させていただきたいのが温泉地域活性化事業そのものの目的というのは一体どこにある何なのか、そのところが何かはっきり見えていないような気がします。それで、新たなもの以外の事業の具体的な……幾つかこの事業はあると思うのですが、それぞれの補助金の事業の具体的な内容と効果とか検証がされているのか、その辺のところをお聞かせください。

○議長（猪股文彦君） 荒井市民厚生常任委員長。

○市民厚生常任委員長（荒井眞理君） 再質問にお答えいたします。

まず、子ども未来応援基金の繰入金についてですが、この規則についていつまでに策定ということは具

体的には言及をしていません。ただし、この条例の中に基金の管理に関し必要な事項は規則で定めるとありますので、この規則がない限りはこれ執行することはできないと考えております。

そして、今回の計上、2つの事業についての計上が適当かどうかというご質問ですが、この基金はソフトよりもハードに使うべきであると、このように考えてつくられたはずですので、そういう点では私どもの委員会としてはこれは不適切だというふうに考えております。

次に、子育て支援対策事業についてです。ここでちょっと私の説明がよくなかったかなと思うのですが、社会福祉協議会で委託をしていたときの登録者が市に引き継がれて漏れていたということはありません。再び登録していただけますかという案内を送ったけれども、その返事が返ってこなかった方々が多かったという意味です。

そして、この事業について市が直営になって何かサービス変わったかという点ですが、今回は余り深く審査はしていませんが、たくさんメニューがあるというようなことは、年度の途中での審査の中ではそのようなことは特に伺っていませんでした。

3つ目ですけれども、直営で利用者が減ったのはなぜかということですが、ここについては特に審査はしていませんけれども、情熱が足りなかったのかなというような感触を得ていると言うにとどめます。

次に、燃料費支援ですが、20万円未満の修繕に関して今まで市は出さないということでしたが、これは市が出さないということで今ご質問にありましたようにふるさと納税の中から使えるようにそれぞれ、畑野の松泉閣が31万2,000円、羽茂温泉が50万円、新穂潟上温泉が66万4,000円と、それぞれ20万円未満の修繕に使えるように充ててあります。これは、あくまでも佐渡市の予算ではないところからということです。

それから、今年度以降のふるさと納税の見込み、シミュレーションということですが、資料はいただきましたが、このことについて特に審査を深くしておりません。ただし、今年度のふるさと納税の幾分かをまた積み立てるといのような形で、順次これを残していくといようなシミュレーションになっています。

次に、温泉・地域活性化事業についてです。これについて目的がはっきりしないということですが、私どもの委員会としては再三、2年前に説明受けたとおり、市民の健康、交流、観光、これが目的ではないのかということをお主張しております。そのような説明が執行部のほうから積極的にあるかといえば、そのような積極的な説明があるとは言い切れない、その点ははっきりしないと私どもも認識しております。そして、今までやってきたメニューがこの目的に合っているかというところですが、一つ一つがどうだったかということについては深く審査はしておりません。

以上です。

○議長（猪股文彦君） この際、質問者と答弁者に申し上げますが、質問は簡潔に、答弁も委員会の審査内容だけで、委員長の個人的な感想はよろしいですから、そのように進めてください。

上杉育子さん。

○5番（上杉育子君） では、短く最後に聞きます。

子ども未来応援基金のほう、行政側の考え方というのを最後にしっかりとお聞かせ願いたいです。

それから、温泉管理運営事業及び温泉・地域活性化事業についてなのですが、温泉に関していろんな事業を行っているわけですが、それに対しての市のはっきりした方針といようなものは審査している中において提示されたかどうかをお聞かせください。

○議長（猪股文彦君） 荒井市民厚生常任委員長。

○市民厚生常任委員長（荒井真理君） 子ども未来応援基金について行政の考え方はというところは、今回は深く審査しておりません。

次の温泉管理運営事業というのは、ビューさわたのことでよろしいですか。

〔「温泉全部」と呼ぶ者あり〕

○市民厚生常任委員長（荒井真理君） 温泉全体についての考え方。このことも先ほど説明しましたけれども、特にはっきりしたものを得たものではありません。

○議長（猪股文彦君） 次に、産業建設常任委員会に関する上杉育子さんの質疑を許します。

上杉育子さん。

○5番（上杉育子君） それでは、産業建設常任委員会にお伺いします。

海上輸送費支援事業についてまずお伺いします。戦略製品の4品目とは何でしょうか。5品目に拡大されていると書かれておりますが、この5品目めは一体何であったのか、また移入の対象となる品目は何か、移入に対する支援策等をまずお聞かせください。

それから、農業振興費にかかわるものとして、施政方針や農業再生ビジョンの中でよく出てくる地域商社設立に向けて具体的な事業内容等を予算計上されているものがあるのかどうか教えてください。

それから、1月に策定されていたという農業再生ビジョンが議会への提案もなく、今定例会時に提出されています。この農業再生ビジョンと予算との整合性について審査されたのかをお聞かせください。

○議長（猪股文彦君） 渡辺産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（渡辺慎一君） それでは、上杉議員の質問にお答えさせていただきます。

海上輸送費支援事業、離島活性化交付金事業の中の4品目申し上げます。原木、材木のことで。飲料、電気機械、水産加工品、これが4品目でございます。

5品目めというのは、実は執行部のほうで把握はしていなかったようでございますが、法的なことも含めましてこの後出てくるものと思っております。

移入についてでございますけれども、佐渡島外に出していくものは先ほどの4品目です。移入については、柿の渋抜き用の炭酸ガス、それのみでございます。

それから、地域商社は、これは今回の市長の施政方針あるいは前回からも出ておりますけれども、私どもの委員会で審査した限りにおきましては、いついつ幾日どういう組織体系で事業計画はこのような形でというようなものを説明できない以上まだまだ、絵の描き方がこの後になるのかなというふうな捉え方しております。

それから、地域商社の事業というか、そういうものはあるのかというのは、ちょっと審査そこまで突っ込まなかったのですけれども、予算書の中では地場製品の販売促進云々というようなこと等、そういう言葉が並んでおりますので、おおむね300万円から400万円程度のものと地域商社の関係があるやもしれません。そのことに関しましては、具体的に地域商社分はどのようなのだというようなところまでは審査は、あるいは委員の意見は出ませんでした。

それから、農業再生ビジョンと整合性のとれる予算であるか、こういうふうに聞かれると、委員会の誰もがかなり過激な議論に終始しているところと、それからこのような農業再生ビジョンと整合性がとれる

予算であるかといったらそうではないというふうに、委員の皆さんがそう思っているいろいろな執行部に聞いているのだなというふうに思っております。

農業再生ビジョンの中には、持続可能な農業を目標に5本の柱と15の重点課題というようなことでもって、農業再生ビジョンそのものは非常にいいことが書いてありますけれども、実際のアクションというか、具体的な事業はこれから私どもの委員会としては注視していかなければいけないかなというふうに思っております。

蓄冷式のコンテナが農業再生ビジョンの中にも、9ページに書かれておるのですけれども、島外販路の確保によりアスパラガス等の戦略産品を生産拡大し推進しというようなことが書かれておまして、蓄冷式のコンテナ3台800万円という予算がのっております。

○議長（猪股文彦君） 上杉育子さん。

○5番（上杉育子君） 海上輸送費支援事業、国の交付金で有利だとか、離島に与えられた特別な交付金であると私は考えているのですけれども、こういう特別な交付金を最大限に活用すべきだというふうに思うのですが、先ほども5品目がまだ担当課のほうでは把握していないというようなことを聞いたのですが、こういうふうに品目が拡大されたことによって事業費の拡大とか、支援を受けられることが多くなるわけですから、もっと積極的な導入が必要かと思うのですが、その辺のところを、最新情報を入手して、市政に貢献できるような人材、以前総合政策監のような派遣の方がいらしたと思うのですが、そういうものを要請したらどうかというような提案等はされなかったのか教えてください。

それとあと、今定例会の一般質問で私、新年度の地産拡大の具体的な取り組みについて質問したところ、八幡芋とかコンニャク、佐渡在来のものを栽培し、新年度検証したいという答弁をいただいています。そこで、そういうようなものの予算組みというのはどこでされているのかわかりましたら教えていただきたいですし、また答弁の中では今回作成された農業再生ビジョンは市の内部でこれからの方向性を定めるビジョンであったと言われておりますので、その辺のところ、やはりビジョンとさまざまな事業計画との審査というのは必要かと思うのですが、その点についてどのように、もし審査されていけばお聞かせ願いたいです。

○議長（猪股文彦君） 渡辺産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（渡辺慎一君） せっかく国の制度であり、海上輸送費の支援事業、そして離島活性化交付金事業でございますので、佐渡としましては4品目は決定しておるわけです。その次の5品目めというのは、佐渡の実情に合わせてどういうものをお金にかえていきたいか、あるいは海上運賃等が本土と同じ価格になるということになれば競争力がつくわけですので、今後その選定等があるかと思えます。そういうものに対しましては、補正等で対応したいというお話がございました。

それから、先ほど言いましたようにせっかくの制度ですから、議員の言われるように国との連携、あるいは政策監云々ということがございますが、そのことに関しましては委員会としては突っ込んで審査はしませんでした。

○議長（猪股文彦君） まだ質問しますか。

〔「答えていないです」と呼ぶ者あり〕

○議長（猪股文彦君） 渡辺産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（渡辺慎一君） 農業再生ビジョンは、確かにビジョンですから、次年度だけのことが書いてあるのではなくて、中期的というか、5年なら5年をめどに書かれているものと思っております。

先ほど申しあげましたように、農業再生ビジョンと予算の整合性はどうかということに関しましては、先ほど答えましたように、きちっと関連されたものはない。あえて言うならば蓄冷コンテナ3台、新潟と佐渡と、それから船の中に行ったり来たりする分が1台ということで3台800万円ということは審査の中では認識しておると思います。

○議長（猪股文彦君） 次に、中川直美君の質疑を許します。

中川直美君。

○19番（中川直美君） きょうどたばたのことがあって、30分以内で質疑を出せということ年配の議員が言われたもので、どたばたしてかぶっている点が多いので、かぶらない角度で聞きます。

まず1つは、新年度三浦市政の最終年度ですから、三浦市政の最終年度にふさわしい予算になっているのかと、仕上げの予算になっているのかという角度でお尋ねをするわけです。

1つ目は、国の予算もそうですが、消費税増税に対応しているということなのですが、佐渡市の予算も。幼児教育、保育の無償化に対応していると。これは、一般質問でもいろんなときでも取り上げてまいりましたが、保育料やあれが安くなっても、例えばDの1階層では、3歳以上児はDの1階層は7,300円、Dの16階層は3万1,600円、これが無料になったときに新年度は経済対策ではなくて福祉対策としてやるプレミアム付き商品券が本当に買えるのかと。一方では、給食費の負担が7,500円保育園でかかるようになる。20市の中でも保育園の関係についてはトップクラスを走っているとこの間自負してきたわけですから、その辺は具体的にどうなっているのかお尋ねをしたいということが1点目です。

2つ目、施政方針で高齢者等の支え合いの地域づくりを推進すると言っています。高齢者のこういう問題が施政方針で取り上げられているかということ、実は余り取り上げられていないのです、昨年も。平成29年に地域包括ケアのことが取り上げられているだけで、今高齢者が多くて、464人も特養の待機者がいる状況だからこそ、こういったものも含めてどうやって支えていく地域づくり、全国では地域自主組織とかそういうもので支えているわけなのだけれども、それがどのような推進体制になっているのか。一般質問では、市民福祉部長がやると言いましたが、どうなっているか。

3点目、これもダブっています。子ども未来応援基金の関係です。先ほど答弁があったように、目的に反して基金は使ってはいけません。規則がないのに基金を使うべきではありません。この後いろいろ出てきますが、まず最低限書類や常識として整っているかどうか。例えば過去に補助金不正受給の問題、官製談合の問題、いろんな問題もこの最低限のことがやられているかどうかから始まっているわけで、そういう意味で言うと、先ほど答弁があったようですが、基金の目的外の使い方になる。規則もまだつくっていない。本来これは私認めるべきではないというふうに思うわけですが、どうですか。

4点目、ファミリー・サポート・センターの関係です。これは、平成30年度の当初予算で否決の材料となる大きなものでした。150万円だかのファミリー・サポート・センターの予算を切るということはあってはならないということでやったわけです。ところが、あなた方の審査でいうと、そう大して使われていなかったではないかという話なのだけれども、これは一体どういうことなのかということでもあります。どのように改善されるのか。

5点目、ビューさわたの関係です。これも先ほどありましたが、ずばり言えばほかの温泉施設などとの公平性の上から問題ないのかということです。これは温泉ではないとか何か変なこと言いますが、例えばこの後新穂のことも出てきますけれども、公募がないから直営でやる、施設やいろんな事情はあります。この辺は、類似施設との公平性の問題はどうかということでもあります。

最後です。これも先ほどありました。温泉の貸与施設には、先ほど子供の部活動遠征費は2分の1に近づけるということで予算を組まなかったのだけれども、温泉関係については5分の4とか80%とか高率な補助がありますよね。先ほど聞いたらさらにまた高率な補助を出すのかというふうに思うのだけれども、先ほどとダブらない範囲で全体像を教えてくださいということでもあります。

○議長（猪股文彦君） 荒井市民厚生常任委員長。

○市民厚生常任委員長（荒井眞理君） それではまず、子育て支援関係のプレミアム付き商品券の件ですが、これは保育料とかは今触れられなかったと思うので、低所得者の方々へのプレミアム付き商品券の使い勝手について私どもは審査をいたしました。額面を1,000円単位や500円単位に小分けして使いやすくするというのを検討中ということでした。

その次に、支え合いの地域づくり推進体制、これはある意味では新しいものなのですが、主に社会福祉協議会に委託している事業の中での推進となり、地域の連絡がとり合えるネットワークづくりをコーディネーター中心に行うということです。

そして次に、子ども未来応援基金ですけれども、私どもの意見のつけ方は非常に緩かったかもしれませんが、使い道を明確に規則の中ではっきりさせない限りは執行ができないものと考えております。

それから、ファミリー・サポート・センターですが、次の計画もなく突然廃止すべき性格のものではないということは当委員会でも強く指摘しましたが、そのすき間をつくったことも結果としては登録者数を減らした原因ではないかと考えています。今後は、このことを反省して改善をするということなので、そのように考えるものです。

ビューさわたの直営の公平性はないというご意見ですが、当委員会もそのように考えております。

それから、温泉貸与施設の新たな補助金制度の補助率と、これは10分の10ですので、確かに2分の1規則に大きく反するものであります。

以上です。

○議長（猪股文彦君） 中川直美君。

○19番（中川直美君） まず、プレミアム付き商品券の関係です。先ほど言ったように保育料との関係で私は言っているのです。今経済の底割れの問題が出ていて、幼児教育、保育の無料化、無償化というのだけれども、低所得者ほど少ない。350万円以上のほうが多い。そのときに、ではプレミアム付き商品券買えるかと思ったら、高所得のほうしか買えないではないかと。そういう意味で、やっぱり知恵が要るのではないということなのですが、どうですか。

2つ目、地域高齢者の暮らしを支える安心した組織をつくるというやつ、委員長今おっしゃいましたが、あなた方の今回の意見の中でも、貧困対策で社会福祉協議会任せにするのではなくて、市自らがもっと積極的にかかわるように、全国どこでもこういったものは、例えば集落の区長にもお願いして高齢者の見回りやそういったものを組織つくってやっているの、その辺は社会福祉協議会任せというのはあなた方の

言っているのとは違うのではないかということです。

3番目の基金の問題です。先ほど話を聞いていたら、第2期の子ども・子育て支援事業計画でしょう。これは、5年ごとになっていますから、もともとやるべきものなのです。何か特別に降って湧いたものではないから、経常的な経費で本来やるべきもので、こんな基金から使わなければならないというようなこと自体私は問題だと思うし、先ほど何度も言ったように、財政のルールが最近めちゃくちゃになっているから、厳しいことをやるべきだなというのが私の思いですが、いかがですか。

ファミリー・サポート・センターについてですが、いろいろありました。国は幼児教育と子育ての無料化の中で、ご案内だと思いますが、ファミリー・サポート・センターの拠点づくりに補助金を出します。国が2分の1、県が4分の1、市が4分の1。ですから、思い切った未来への投資という点でこういった取り組みも私やるべきだったと思うのですが、どうなのか。どう改善されるかということをはっきりえぐり取らないと、また任せておくと結論としてだめだったということになるのではないかと思います。その辺どうですか。

ビューさわの件ですが、公平性がないということでは、やはり温泉施設に関する市の方針をしっかりと位置づけた上で、地域の住民や市民に喜んでもらえるようなことをやるべきだということをきちんと意見をつけるべきではなかったのでしょうか。

最後、温泉の関係ですが、子供の部活動遠征費は2分の1に近づけると言っておいて、こっち側だけは10分の10というのはおかしいと思うのですが、一体総額で幾らですか。

○議長（猪股文彦君） 荒井市民厚生常任委員長。

○市民厚生常任委員長（荒井眞理君） 最初に、これちょっとタイトルがないのですけれども、子育て支援、保育料無償化とプレミアム付き商品券ですが、私どもの委員会では保育料との関係では質問をしていません。低所得者の方々が買いやすいように5,000円単位のセットにするということは審査で聞きました。

その次に、支え合いの地域づくりですが、社会福祉協議会任せにするというより、コーディネーターは社会福祉協議会から出ますが、地域の自治会とか、それから市の民生委員とか、そういったような方々ももちろんこのネットワークの中には入るものです。

それから、子ども未来応援基金ですけれども、そこで使うもの、5年ごとにやるべきもの、それをここで使うのはおかしいということは当委員会も考えは同じです。

それから、ファミリー・サポート・センターの国や県からの補助金が入っている、これしっかりやらねば、これは当委員会も同じ考えですが、佐渡市が今後そのことをやる気で一生懸命やるものと考えております。

次に、ビューさわを含め温泉入浴施設の佐渡市が全体としての方向性をしっかりとということですが、このことは審査の中で執行部に対しては私どもも常にはっきりと申し上げているところです。

それから、最後の質問がよくわからなかったので、もう一度お願いできますか。

○議長（猪股文彦君） 中川直美君。

○19番（中川直美君） 三浦市政の最後の予算になっているかどうかというのは大体わかったのですが、お尋ねがあったので、10分の10という新たな補助金の総額の予算は一体お幾らですか。わかるなら教えてくださいということですが。

○議長（猪股文彦君） 荒井市民厚生常任委員長。

○市民厚生常任委員長（荒井真理君） 失礼いたしました。

温泉活性化協議会運営支援交付金、新規の温泉割引券配布事業については、620万5,000円でございます。

○議長（猪股文彦君） 次に、産業建設常任委員会に関する中川直美君の質疑を許します。

中川直美君。

○19番（中川直美君） これもこの間あったので、簡単に聞きます。

1つは、農業再生ビジョンの関係です。数年来市長は佐渡國を再建するというので、産業振興ということで、昨年1年間温めながら農業再生ビジョンをつくったのだけれども、先ほどの答へと似ているのですけれども、今農業深刻ですから、行政が本当に関係者等含めて力注いでやっていくという姿勢がやっぱり要るのだと思うのですが、そういう意味できちんとした予算枠が確保されているのかということです。

2つ目、先ほどからありますが、これは誰も取り上げておりませんが、特定有人国境離島等の補助金による創業・事業拡大等支援事業が他の離島に比べて圧倒的に活用が低いことというふうに指摘をしておりますが、この原因が何なのかと。そのことを改善された予算になっているのかと。そうしないと、圧倒的に低いようでは有効な補助金活用にならないので、なかなか厳しい意見をつけた産業建設常任委員会ですから、どのようになっているのか教えてください。

3点目、3月9日のジェットfoil事故による観光の影響が大きいというふうに言っています。新聞報道等も言っています。白い巨大物体にぶつかったので、しょうがないはしょうがないのですけれども、知恵者が多い産業建設常任委員会ですから、あんなことやったらどうだということで、予算はしっかり組んであるのだと思うのですが、いかがですか。

○議長（猪股文彦君） 渡辺産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（渡辺慎一君） それでは、中川議員の質問にお答えいたします。3回質問する権利を持っているのですが、1回で全部を答えさせていただきます。

農業再生ビジョンの地域振興策は、どのような組み立てや予算を確保しているかということでございますけれども、委員会としましては農業再生ビジョンとリンクして今回の予算というのは実際には審査しておりません。ちょっと個人的な考えも入りますが、農業再生ビジョンというのは金額も入っていないですし、5年なら5年間の指し示すべき方向なのだと思いますので、そういう意味でリンクをして考えていなかった。

それから、特定有人国境離島での創業・事業拡大等支援事業が他の離島と比べ非常に活用が低いということでございます。審査の中で2つのことがわかりました。まず1つに、創業・事業拡大等支援事業という、市のほうに応募といいますか、事業計画を提出されて、こういうものを利用したいという、そのところで、審査会が10人おれば10人の平均点を出して、平均以上のものを国のほうに上げていたというところが1点。それから、内閣府のアドバイザー、そういうものを入れていなかったということでございます。ほかのところが多いところは、最初から内閣府のアドバイザーの方のアドバイスを受けながら出していくということで、事業計画の質といいますか、そのところのレベルが高いので、他の離島と比べると低いだろうなということで、先ほどの2点がわかりました。そして、佐渡市でもこの2月からアドバイザーを入れてやるということでございます。

それから、3番目の3月9日のジェットフォイルぎんがの事故でございますが、委員会の審査の中では、既に800人弱、約800人のホテルへの予約のキャンセルが起きているということでございます。ジェットフォイルの事故の今後の対応策は、委員会はどうだったのだということでございますけれども、これに関しましては先ほども指摘が、消防署と総務部と何とかというくだりがありましたけれども、まだそういうものが完成していないわけで、委員会でつけたこの意見そのものは今後の対策をきちっとしてくださいというような意味で出しているものでございます。

○議長（猪股文彦君） 中川直美君。

○19番（中川直美君） これですら最後にしますが、産業建設常任委員会は決算審査の意見かと思うぐらい数が多くつけてあるわけで、そういう意味で意見は多いのだけれども、中身はないわけではないと思うのですが……

〔何事か呼ぶ者あり〕

○19番（中川直美君） ないわけではないと言ったのです。

離島の活性化の交付金の関係です。アドバイザーさえいればなる。平成30年度の補正もえらく三角で問題ありということになったのです。全国の離島の中でも佐渡は先進を走らなければならないぐらいの地位にある離島ですから、この活用の方法というのは私は極めて問題だと思うのですが、何か委員長、ご意見があれば。

○議長（猪股文彦君） 私見はいいですから。

渡辺産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（渡辺慎一君） 先ほど1回で答えたつもりでございます。

数をつけた割には中身がないわけではないと、ないものはないというキャッチフレーズでとんでもなく日本全国から集まっているところもあるわけでございますが、その辺の佐渡もないものはない、あるものしかないのだというような戦略が必要なのかなと。先ほど1回で答えましたけれども、この特定有人国境離島地域社会維持推進交付金、佐渡の概要ということでもって委員会のほうで昨年の平成30年度のものを手に入れたものがございます。ちなみに、長崎県の五島列島でございますけれども、運賃低廉化とか輸送コスト、雇用拡充、観光促進というようないろいろあるのですけれども、雇用充実を1つ例に挙げますと、実は佐渡市の3.6倍五島市ではもらっているわけです。やはり戦略といいますか、そういう国の制度、時代のトレンドをつかまえて離島を助けるような仕組みが今国でできているわけですから、そういうことをきちっと利用していただきたい。ここに書かれていることの中に、実は農水産品の輸送支援額が少ないのは航空機を利用できないことも原因の一つであるというようなことが書かれております。ということで、一応こういうところで終わりにしたいのですが。

○議長（猪股文彦君） 次に、荒井真理さんの質疑を許します。

荒井真理さん。

○7番（荒井真理君） 心の教育支援事業について質問いたします。

まず1つ目、現在佐渡市の不登校の子供たちは何人で、そのうちの何人の子供たちがあすなろ教室に通っているのでしょうか。また、通えていない子供たちの理由はどのようなものなのか。その抜本的解決の策を教育委員会はとっているのか。

2つ目、畑野行政サービスセンター4階に移転したいということですが、そこを利用したいと希望している子供たちはいるのでしょうか。

3つ目、現在真野図書館の2階をあすなろ教室は利用していますけれども、ここを利用できなくなるという明確な理由、これは何でしょうか。

4つ目、新年度新規に申し込みをする利用者、子供については、全員が畑野行政サービスセンターの4階へと、アンケートではそのようにされているということですが、これはそのようになっているのか。そうだとしましたら、小学生が中学生になるとき、これは一度また申し込みをし直す、新規扱いになるということだそうですが、この場合も新規扱いということで畑野行政サービスセンターへの対応となるのか。

5つ目、真野と畑野を併用するというのが教育委員会の今までの答弁でしたけれども、これは具体的にどのようなことで、果たしてこれは現実的な体制なのか。

これらについての審査の結果を教えてください。

○議長（猪股文彦君） 佐藤総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（佐藤 孝君） それでは、荒井議員の質問にお答えいたします。

まず、不登校の子供の数ですが、78人、そのうち13名があすなろ教室のほうへ通っております。

それと、不登校の理由については、これはケース・バイ・ケースであります。抜本的解決策はなかなか難しいという話であります。

それと、畑野の行政サービスセンターでの利用を希望しているかという、これはアンケート調査では畑野の希望はゼロです。

それとあと、現在真野図書館の2階、これを閉鎖してしまうのかという質問ですが、図書館の2階の教室はやめるとは言っておりません。畑野と併用して使いたいという話であります。

次に、一応利用者については畑野と真野を考えているということですが、委員の中には新穂や相川でもそういう施設をつくったほうがいいのではないかという意見も出ております。

小学生が中学生に上がるときに新規ということでの質問ですが、これについては明確な説明はありませんでしたが、利用者の意見を聞いて対応するということでもありますので、今後とにかく、5番目のご質問もそうですけれども、具体的にどのようにやっていくかということについては、畑野でやって、またその状況を見て判断したいということでもありますので、畑野と真野両方を使うということで、その後意見にも述べたように拡充すべきということで委員会のほうは話をしております。

以上です。

○議長（猪股文彦君） 荒井眞理さん。

○7番（荒井眞理君） それでは、ちょっと質問の趣旨が正確に伝わらなかったのかなと思うのですが、今不登校の子供たち78人、あすなろ教室に通っている子供が13人、そうすると残りの65人の子供たちはどうなっているのでしょうかという質問です。不登校の理由ではないです。その子供たちに対する教育委員会の抜本的な対策というのがなされているのかどうか、その点の審査についてをお伺いしております。

それから、畑野行政サービスセンターを利用する子供が今のところゼロということは、これは教育委員会として真野と併用することにはならないのかなと思うのですが、利用者がゼロということについての教育委員会の今後の見解というか、対応を審査されたのか、そのところを教えてください。

それから、現在の真野図書館の2階をいずれはやめる方向で、今併用というシフト期間を設けるということなので、2階をずっと使い続けることは前提としていないのが教育委員会の考えだと私は理解しているのですが、それは併用というのはずっとこれからも併用するという意味で、やめると言っていないということは併用するというで理解してもよいのかどうか。

それから、ちょっと中学生になるときの新規扱いを畑野へ強制的に決めるということではないということですが、ここが不明だということは、この運用というのですか、それについて教育委員会はきちんとしたものを持っているのか、あるいは持っていないということでしょうか。

○議長（猪股文彦君） 佐藤総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（佐藤 孝君） お答えします。

審査の中で78人のうち13人の残りの生徒、子供についてですけれども、どこにどうこうということは、不登校ですので、多分うちにおるといふふうに思います。その辺の審査は、詳しくはやっておりませんが。

あと図書館の2階の教室、これをやめるといことははっきり言っておりませんので、総括的に言いますと、今後は保護者と話し合いをしてやっていきたいというところにとどまっております。審査の内容はそういうことです。具体的なことについてはまだ決定していませんので、そういう審査はしていません。

以上です。

○議長（猪股文彦君） 荒井真理さん。

○7番（荒井真理君） いろいろ教育委員会が計画を明確にしていけないというあたりが問題なのかなと感じるのですが、今後利用者の方々と相談をしていくと。利用者の声の中には、場所を、地域をもっと広げてほしいと。具体的には相川から通っている方々が何人かおられるので、相川につくってほしいとか、そういったことも含めて教育委員会は相談に乗るとい話でしたか。これ最後の質問です。

○議長（猪股文彦君） 佐藤総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（佐藤 孝君） 荒井議員のおっしゃるとおりでございます。

○議長（猪股文彦君） 次に、産業建設常任委員会に関する質疑を許します。

荒井真理さん。

○7番（荒井真理君） 除雪費についての質問です。三浦市政になってからこの除雪費の当初予算に盛りられる金額はほぼ倍増しました。今約3億8,000万円が当初予算に盛りられるのですが、倍増の積算根拠は十分に説明がつくものなのでしょうか。

そして、他の市町村と比べて多過ぎるのではないかと、私はいろいろ調べてそう思うのですが、そのあたりも審査をしておられるのかどうか、審査しておられましたらその内容を教えてください。

○議長（猪股文彦君） 渡辺産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（渡辺慎一君） それでは、荒井議員の質問にお答えさせていただきます。

今回の荒井議員の質問のところに積算根拠、これに関しましては今回全て除雪費に関して詳しく審査したわけではなくて、前回は除雪費のことを質問いただいて、そのところで答えているとおりでございます。一応委員会では納得していると思いますが、例えば昨年ですか、平成30年度のところで、稼働費が2,700万円、固定費に1億4,000万円、待機料には1億円ということでもって、このところ、平成29年度、平成30年度と見ると、荒井議員が言われたように、当初予算で約3億8,000万円でございますが、平成30年度の補

正額では1億2,000万円が補正になっておりますので、どこから倍増しているか、何年から倍増しているかというのは、私リストを手に入れさせてもらいましたが、平成24年度の当初予算は1億3,200万円なのです。ところが、平成29年度、平成30年度あたりは3億8,000万円が補正が少ないというようなことで、やり方が平成24年度ころは当初予算が少ないのだけれども、雪がどんと降ったシーズンになって補正で対応していたのではないかなというようなことを思っております。当初と補正を全部合わせた金額を言わせてもらいます。答えになるかならないかわからない。どこと比べて倍増というのがわからないのと、積算根拠は先ほど言ったとおりでございます。平成30年度、予算額約5億円ということで、それから平成29年度、8億6,000万円、トータル、当初も補正も含めて。平成28年度、6億8,000万円、平成27年度、4億8,500万円、平成26年度、4億9,000万円、平成25年度、4億5,000万円、平成24年度、6億2,000万円です。ですから、どの年度と比べて倍増というのがわかりません。しかしながら、当初予算が平成24年度は1億3,200万円ですから、平成30年度と当初予算だけを比べた場合には3倍になっているわけです、3倍弱。ですから、当初予算のときには少ないのだけれども、補正でどんと盛った。あるいは、最近はオペレーターの待機料、それから機械のメンテナンス等々、整備等にかかるもので、当初予算に最初どんと組んでおいて、あと雪の多い、少ないも含めて補正は少なく盛るというふうなことにしましては、今後の研究の余地は委員会でもあると思っておりますけれども、荒井議員の言われるようにどこの年度と比べて倍増という倍増の部分がありません。当初予算で比べた場合には3倍増というのもございますけれども。それで答えになるかならないかわかりませんが、1回の答弁でお願いいたします。

○議長（猪股文彦君） いいですか、荒井真理さん。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（猪股文彦君） 荒井真理さん。

○7番（荒井真理君） 倍増の意味がわからないと。これ当初予算に盛られる金額の倍増と。これは、2倍であったり、3倍であったり、もとがどこかということですが、佐渡市の当初予算の除雪費は三浦市政になってから最高額がずっと続いている。これは、数字を見れば誰でもわかることで、事実なのです。こういうある意味では既得権のようなものを、そのように見える除雪費をなぜ当初に盛るのかというところを私は知りたいと、それが積算根拠十分に説明がつくのかということなのですが、今お話を聞きましたら、そこ余り詳しくしていないということですが、何か考え方、方針が変わって当初予算にはたくさんつける、しかし補正は少なくなる、何かそのようなことがあったのでしょうか。

○議長（猪股文彦君） 渡辺産業建設常任委員長、端的にお願いします。

○産業建設常任委員長（渡辺慎一君） 冒頭申し上げましたように、今回は突っ込んで審査しておりません。積算根拠にしましては、稼働費、固定費、待機料ということでもって、根拠は間違っていないと思います。

当初予算、補正額、これ三浦市政になってから倍増というのは、ある意味倍増といえば倍増なのかもしれませんが、当初予算だけを見ると平成25年度が2億円、平成26年度が2億円、平成27年度が2億円、平成28年度が2億円になっているのですが、平成29年度、平成30年度は3億8,000万円ですから、あなたの言うように当初予算だけを見たらこの年度からここは倍増と言えるかもしれません。ただ、そういうことに関しましては補正も当初も含めて積算根拠も、多少時代とともに値上がりしているかもしれませんが、

そんなに変わっていないので、突っ込んだ審査をしなくてもよかった委員会でございました、今回は。

○議長（猪股文彦君） 以上で議案第28号に関する委員長質疑を終結いたします。

これより議案第28号 平成31年度佐渡市一般会計予算についての討論に入ります。

荒井真理さんの反対討論を許します。

荒井真理さん。

〔7番 荒井真理君登壇〕

○7番（荒井真理君） 議案第28号 平成31年度佐渡市一般会計予算についての反対討論を行います。

まず冒頭に、この3月議会も昨年同様、混乱と振り回され感いっぱいの定例議会であったことが、佐渡の未来のために少しでもよい発展をと願って期待しておられる市民の皆さんにとって非常に残念なものであったこと、また許せない思いすら禁じ得ないものであったことを申し上げておきたいと思えます。

この定例議会は、2つの大きな荷物を抱えての始まりでした。1つは、12月議会において満場一致で決議された部制廃止を受け市長がどうするのか、この3カ月の間何度も問われながら、ずるずると結論を出さないままの予算を抱えてこの定例会に突入しました。もう一つは市報の問題です。市長は、2月の市報に12月議会で否決された新市建設計画議案への言いわけ記事を思いつきのままに載せた責任論を何とか逃げ切ろうと、整合性のない言いわけを議会に対して積み重ねたまま、信頼関係を壊したままに始まりました。心ある議員たちは、それでもこの危ない橋を何とか渡ることができるかなと祈る気持ちで新年度の予算審査にあれこれと厳しい意見をつけて、委員会でも努力いたしました。しかし、それらも全て決定し終わったと、あとは本会議を待つのみという段階になった20日の午前、執行部から突然市政運営にかかわる2つもの重大発表がなされました。これに最上級の強い憤りを覚えた議員は私だけではないと思えます。重大な発表の1つは、6月から部制を廃止したいが、新年度に入ってから移行期間を置かせてほしいという全く合理性のない行政運営の発表。もう一つは、12年間にわたる佐渡市が運営する老人ホーム内での数々の不正の発表。どちらも予算審査に係ることとして審査が始まる前にいち早く議会に報告するべきであったにもかかわらず、予算審査が終わったタイミングでの発表というこの政治的なやり方に私は三浦市政に対する信頼を完全に失いました。委員会でどれほど議員たちがよりよい市民生活のために知恵と経験と知識と思いを尽くして新年度予算を審査し、二元代表制の責任を果たそうと誠実に努力してきたことか。その努力を軽く吹き飛ばすような仕打ちを受けた気持ちでいっぱいです。一部の市民の方々から、最近議会批判として何でも反対するという声が聞こえますが、これは議会が反対することが問題ではなく、三浦市政が何でも反対されるような行政運営、議会とのつき合い方をかたくなに続けていることが問題の要因なのだと思改めて市民の皆さんには冷静にご理解をいただきたいと切に願います。

さて、今回諮られております新年度予算ですが、三浦市政の新年度の施政方針に書かれているとおり、ご自分のわかることはやるけれども、わからないはやらないという色がくっきりと出ています。この姿勢そのものが佐渡市の市民の悲劇として問題ですが、私の反対討論の具体的な中身としては、島の命である人を育てることに集約して行います。皆さん、佐渡にとって最も重大な危機は、人口減少どころか、あと5年もすれば自治体消滅問題を議論しなければならない勢いで出生数が激減している緊急事態です。出生数は、3年前の2016年が355人、翌年が295人、去年は271人、そしてことしの想定は250人前後と、毎年出生数の過去最低を更新し続けています。350人の赤ちゃんが3年間で100人ずつ減ればこの先どのような

るのかと心配しない首長がいるでしょうか。この佐渡島は、トキの出生数が人間の出生数を上回る日が間もなくやってくるかもしれないのです。そんな笑い話がまともに交わされてしまうような緊急事態であるにもかかわらず、子育て支援のファミリー・サポート・センターは昨年突然市長名によって一旦廃止され、再構築されたものの、登録者数は4分の1に激減し、この1年間で当事者の声を聞くこともなく、サービスの改善策もなし、新年度への新たな取り組みの希望もなし。三浦市長の子育て支援の関心のなさは、ここに全て集約されています。先日のジェットフォイルの重大事故の現場に市長があらわれることもなく、また現場に向かう意思をどこにも感じませんでした。市長は佐渡市の緊急事態からいつも逃げているとしか思えません。文化だ、産業だと言って無駄な予算でもばらまいて投入し、その間に最も大切な人がいなくなったら何にもなりません。

次に、その人を育てることですが、教育委員会による市民へのパワーハラスメントといじめがとまらず、許されない事態を市長は放置し、逃げています。この事態と市長の態度は、市民にとっては悲劇であり、許せないことです。この新年度の体制に向けて出てきたものは、不登校になった子供たちの通うあすなろ教室を当事者の子供たちや保護者に相談もなく突然移転しますとの通達。しかも、その移転理由は不登校になった子供たちへの合理的な配慮からではなく、教育委員会の都合につき合ってくれというものです。傷ついたり、つまずいたりして不登校になった子供たちはふえています。その一人一人を関係する大人たちが協力して丁寧に育てています。市内複数箇所にあすなろ教室を設置してほしいとの当事者の要望も上がっています。ところが、今の場所がいいという子供たちに対して、移動してみれば畑野でもなれますという身勝手な言い分で、教育委員会は執行権を振りかざし、硬直化した姿勢をとり続け、何も改善を見せていません。子供たちだけではなく、保護者も再び子供たちが居場所を失うのではないかと強い不安に陥っています。不登校になった繊細な状態にいる子供たちに新しいところ、新しいところと一方的に押しつけることは、市教育委員会による不登校の子供たちへのいじめと同じ構図です。それは、子供たちへの2次被害として絶対に許されないことです。この市教育委員会によるパワーハラスメント、いじめともとられる態度を改善しない予算は認めるわけにはいきません。教育委員会は、まずは子供たちの意見を尊重し、そして関係者とも十分に対話を重ねた上で、不登校解消への抜本的な対策づくりをすべきだと思います。この不登校の問題については、1年前から訴えられてきたことです。市長が緊急事態に向き合う姿勢を見せない、逃げの政策と予算である以上、これを認めるわけにはいきません。

これで新年度予算への反対討論を終わります。

○議長（猪股文彦君） 以上で荒井真理さんの反対討論は終わりました。

次に、室岡啓史君の賛成討論を許します。

室岡啓史君。

〔3番 室岡啓史君登壇〕

○3番（室岡啓史君） 政風会の室岡啓史でございます。議案第28号 平成31年度佐渡市一般会計予算について賛成の立場から討論いたします。

三浦市政の4年目に向かう当初予算430億円、前年度比較21億5,000万円の減です。これは、合併特例債関連事業を除いた予算編成であることが大きな要因です。ここから施政方針の最後に記載のある議会との協議を踏まえる姿勢が見てとれます。また、施政方針の前段には佐渡再生がうたわれ、観光地域づくりと

産業の振興が最重点の取り組みとして掲げられております。昨年4月には佐渡版DMOである一般社団法人佐渡観光交流機構、7月には一般財団法人佐渡文化財団がそれぞれ立ち上げられ、次年度以降は両組織による観光地域づくりの推進と文化保全、活用との融合がなお一層期待され、佐渡の関係人口増大に向けても尽力が必要なところです。

災害に強い島づくりとしては、約1億5,000万円が計上され、市民の命と暮らしを守るために、ハード、ソフト両面での整備による安心、安全な島づくりが推進されます。

子育て支援としては、子ども若者相談事業を新規事業として約1,400万円で実施予定、返済不要の新奨学金制度も2年目を迎えます。

社会福祉分野では、佐渡市社会福祉協議会補助金について、前年度比較約700万円の増となっております。

このように総体的に攻めの分野と守りの分野とを両立させた予算編成であると言えるでしょう。このような施政方針に合致した当初予算がもしも否決されれば、執行部としては暫定予算を組まなければなりません。暫定予算とは、年度開始までに本予算が成立しない場合に本予算の成立までの空白期間をつなぐために組んだ予算のことです。昨年度末の予算否決による5月までのごたごたは余りに苦い経験です。佐渡の人口は、毎年約1,000人ずつ減っております。単純計算で、定例会最終日の本日1日だけでも約3人減るという計算になります。予算が否決されるとすると、佐渡が順調に沈没へ向かうことになるということ強く嘆きます。

突然ですが、ここで一句。「秋来ぬと目にはさやかに見えねども風の音にぞおどろかれぬる」、これは古今和歌集に収録されている歌であり、三十六歌仙の一人である藤原敏行の句です。秋が来たと目にははっきりと見えないけれども、風の音で秋の到来にはっと気づきましたという意味です。大変風流であり、私が最も好きな句の一つです。藤原敏行へのオマージュとして嘆きの川柳を一句。「佐渡衰退目にはさやかに見えねども予算否決にぞおどろかれぬる」、佐渡の衰退が目にははっきりと見えないけれども、予算否決にはっと気づきましたという意味です。これは、今年度1年間で私が感じたことを嘆いた句です。今年度1年12カ月のうち、4月の1カ月間を佐渡市として失ったと言っても過言ではないと私は思っております。1年前否決された当初予算に対しても私は賛成討論いたしました。反対討論者からは、市民を不安にさせるべきではないとの趣旨をもって、私に対する約1分40秒間糾弾のご意見をいただきました。厚くご指導いただきましたことに対しまして、この場をおかりして深く御礼申し上げます。予算否決され、暫定予算で運営したことによって、確かに直接的には市民の皆さんにご迷惑をおかけするということはありませんでした。しかし、佐渡市として1カ月を失ったことで間接的には市民の皆さんにご迷惑をおかけしたということだと私は思っております。まさに目にはさやかに見えねどもということ。本予算を否決するということは、農業、観光、医療、介護等全てにおいて否決をするということでもあります。仮に意に沿わないところがあれば縛りをかけて通せばいいわけで、否決は全否定と同じことです。

毎回申し上げているとおりでありますが、最後に一議員として、予算審査も決算審査も佐渡市政に対する全否定ではなく、部分否定にとどめることで執行部への改善を促していくべきであると強く主張して、結びといたします。議員の皆様方におかれましては、同じ轍を踏むことのなきよう、良識ある冷静なご判断により賛成をお願いいたします。

○議長（猪股文彦君） 以上で室岡啓史君の賛成討論は終わりました。

次に、中川直美君の反対討論を許します。

中川直美君。

〔19番 中川直美君登壇〕

○19番（中川直美君） 反対討論を行います。

先ほど目にはさやかに見えねどもということがありましたが、3年間たちまして、過去にあったことをどれだけ教訓にしてこの最終年度に生かすか、私はこのことが最も問われていると思います。ただ、皆さん、さきの討論聞いていておわかりのように、賛成する方もかなり危ないことがあるから、賛成してほしいということはおわかりだというふうに私は思っております。

そこで、私は4点について反対の討論を行います。まず1つは、市長は、市民は株主ということをやってまいりました。この議会の代表質問の中でもありましたが、1年目は庁舎問題に明け暮れ、2年目は温泉施設問題に明け暮れ、3年目は社会教育施設、地域の体育館問題に明け暮れ、私はその都度言ってきました。中身はともあれ市民の声しっかり聞いてやる、これが三浦市政に期待をされていたことだし、新人議員の皆さんにも期待されていたことだと思っておりますが、そうになっていなかった。ですから、ここからどういった教訓を得るのかということが私一番重要だと思うのです。今回の4年目は一体何か。先ほど反対討論の議員が言いましたが、私も言っていますが、あすなろ教室、わずか13人かもしれませんが、こういった教室の子供たちの声を聞かない。3月1日に初めて説明をして、アンケートを3月14日にもらう。私は、これ本会議でも言いましたが、数が少ないからやっしまえばいいという問題ではないのだと思います。ですから、この間の教訓をまず1つしっかり生かしていないということを申し添えておきたいと思っております。

ちなみに、いろいろありましたが、私も指摘をしました。新潟県の不登校の発生率の平均が0.5%、佐渡市は1.1%。中学校は、県は3%、佐渡市は4.6%ということで県内でも断トツなのです。県教育委員会が佐渡の6団体が頑張っているよと質疑しても、6団体がどこかわからない、調べないと。こんなことで子供たちの未来を私は守れるはずがないということをまず強く指摘しておきたいと思っております。

2点目です。これも子供に関することです。先ほど賛成討論をされた方がおりましたが、去年の当初予算では子供たちが部活動で遠征をする負担金を1,500円から3,000円まで上げたのです。新年度またそれ上げるというのです。教育委員会が言いました。決算審査の議会の意見、いろんな意見言ったけれども、財政課は藤木副市長通達の2分の1だということで、認めなかったと、こういうふうになっています。先ほどほかの予算の話がありました。10分の10で620万円。部活動の遠征費どういうふうになっているか、議員皆さんご承知だと思いますが、平成30年度は余り活動はよくなかった、上に行くことなかったけれども、1,900万円で決算やっているのです。ことしは、この予算900万円ですよ。つまり1,000万円、半分以上、切った。とんでもない話だ。私は、これ1つとってもこの予算は賛成できないということを強く指摘しておきたい。

3点目、これも質疑のところでもやりましたが、やっぱり高齢化対策をしっかり位置づけるべきだ。施政方針のことで言いました。帰ってホームページ見てください。インターネットで施政方針見てください。高齢化の問題というのは、やるやらないにしてもそれなりに書いてあるのです。ところが、書いていない。

平成29年度の地域包括ケアが書いてあるだけ。ことしになって初めて11ページの中に高齢者の暮らしを支える仕組みづくりをやるというのだけれども、その予算がどこにあるかもわからない。ところが、現実には464人もの特養に入れなくて困っている方がいる。こういった市民の暮らしをしっかりと支えていくということが私は新年度の三浦市政に求められているというふうに思います。

4点目、行政運営の指針がないから、私はこうなるのだと思っています。新年度は、国でも言っていますが、地方創生の第1ステージが終わって次の段に上がるための計画、将来ビジョンという市が最上位に位置づけている計画、合併特例債でもめました地域にある公共施設をどうするのだかという問題、こういった問題をことし1年かけてつくることになっております。議会は、この間再三再四言ってきました。こういった重要な計画は、しっかりつくらなくてはいけない。だからこそその部署にはしっかり人員体制を充てろと言ってきました。きのうだかおとといだか人事異動が発表されました。企画財政部24人、平成30年度。平成31年度、24人。ふやしていないのです。議会は、こういった大きな計画、先ほど子育ての計画もつくるといっていましたが、大きな計画が幾つもある。今の陣容では足りないと言ってきたにもかかわらず、このようなふうになっているということも指摘をしておきます。

最後に、部活動の遠征費の問題で、新潟県のPTA連合会の会議録を持ってまいりました、1月のやつですが。部活動も強くなればなるほどユニホーム、遠征費などに経費がかかり、何々部はお金がかかるから子供は入りたいけれども、親がだめと言うように部活動も二極化が進んでいる。まさに佐渡はこんな中で離島というハンディ背負っています。

新潟県内に、高齢化の問題では、7つの医療圏があります。これは、何度も言っていますが、その中で高齢者のみ世帯の占める割合、7つの医療圏の中で佐渡はずば抜けて高く、33.4%です。だからこそ高齢化の対策、こういったことに未来へ向かった予算をしっかりと私は使うべきだということを最後に述べておきたいと思います。ただ、この後未来に必要な予算、産業建設常任委員会のように予算を補正すれば認めてやるという、いいことにはしっかりと賛成をしていきたい、このように思っております。このことを述べて、反対の討論といたします。

○議長（猪股文彦君） 以上で中川直美君の反対討論は終わりました。

議案第28号についての討論を終結いたします。

これより議案第28号 平成31年度佐渡市一般会計予算についての採決を行います。

本案の採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（猪股文彦君） 起立多数。

本案は、原案のとおり可決されました。

ここで、10分間休憩いたします。

午後 8時06分 休憩

午後 8時19分 再開

○議長（猪股文彦君） 再開します。

次に、議案第36号 平成31年度佐渡市五十里財産区特別会計予算についてに関する委員長質疑に入ります。

荒井真理さんの質疑を許します。

荒井真理さん。

○7番（荒井真理君） 議案第36号から都合議案第39号までの4号が皆財産区特別会計になっています。これ1つをとりまして、およそ4つについても私は同じ関心を持っておりませんが、財産区は佐渡市になる前にもう既に解消されたりしている中、これが今になっても解決できないというのは、できるだけ早くしなければいつまでたっても解消できない。この点について、新年度中に廃止するよとということがはっきり意見で書かれていますが、廃止できるめどが立ちそうでこの意見がつけられたのか、この1年間の市の解消への努力はどのようなものと審査したのかお聞かせください。

○議長（猪股文彦君） 答弁を許します。

佐藤総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（佐藤 孝君） 荒井議員の質問にお答えいたします。

この財産区一括で審議しておりますので、一括でお答えをいたしますが、各財産区、副市長も含めて担当のほうで各管理会と話し合いを続けておるとい、そういう説明であります。なかなか財産区というのを簡単に解散するかというわけにはいきませんので、その辺を精力的にやっってくださいということで委員会の中でも話はしまして、委員会としては精力的に頑張るよう指摘を今回つけたということであります。

以上です。

○議長（猪股文彦君） 荒井真理さん。

○7番（荒井真理君） 一つ一つ本来やるべきですけども、ではこの議案第36号については解消しそうで、そういう見通しはあるのでしょうか。

○議長（猪股文彦君） 佐藤総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（佐藤 孝君） 荒井議員にお答えしますが、手続等がありますので、簡単にぽつとやれますかというわけにはいきません。精力的に頑張っているという報告でありますので、先ほどと同じ答弁を繰り返しますけれども、とにかく頑張れと、早く解決しなさいということであります。

以上です。

○議長（猪股文彦君） 以上で議案第36号に関する委員長質疑を終結いたします。

これより議案第36号 平成31年度佐渡市五十里財産区特別会計予算についての採決を行います。

本案の採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（猪股文彦君） 起立多数。

本案は、原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第37号 平成31年度佐渡市二宮財産区特別会計予算についての採決を行います。

本案の採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（猪股文彦君） 起立多数。

本案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第38号 平成31年度佐渡市新畑野財産区特別会計予算についての採決を行います。

本案の採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（猪股文彦君） 起立多数。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第39号 平成31年度佐渡市真野財産区特別会計予算についての採決を行います。

本案の採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（猪股文彦君） 起立多数。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、ただいま議決いたしました議案第8号、議案第28号及び議案第36号から議案第39号までを除く総務文教常任委員会付託の案件について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（猪股文彦君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、市民厚生常任委員会に付託した案件について委員長の報告を求めます。

荒井市民厚生常任委員長。

〔市民厚生常任委員長 荒井眞理君登壇〕

○市民厚生常任委員長（荒井眞理君） 市民厚生常任委員会の委員会審査報告を行います。

本委員会に付託の事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第109条、第141条及び第143条の規定に基づき報告します。

議案第3号 佐渡市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、災害弔慰金の支給等に関する法律の改正に伴い、災害援護資金の貸し付けについて、保証人の有無により利率を定めるなどの所要の改正を行うため、佐渡市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正するも

のであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第4号 佐渡市児童遊園条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、屋外における児童の健全な遊び場である児童遊園について、施設の見直しにより、椿、河崎、福浦及び秋津の児童遊園を廃止するため、佐渡市児童遊園条例の一部を改正するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第5号 佐渡市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の施行に伴い、放課後児童支援員の資格要件を拡大するため、佐渡市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第6号 佐渡市介護老人保健施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、介護老人保健施設の理学療法士等が訪問リハビリテーションを実施することにより要介護者等の生活の質の向上につなげるため、佐渡市介護老人保健施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第17号 佐渡市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定等の変更について。本案は、地方公共団体の特定の事務の郵便局における取り扱いに関する法律により、吉井、水津及び月布施の郵便局に取り扱わせている戸籍謄抄本等の証明書の発行事務について、その期限を1年間延長するため、議会の議決を求めるものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第29号 平成31年度佐渡市国民健康保険特別会計予算について。本案は、平成31年佐渡市国民健康保険特別会計予算について、歳入歳出予算の総額をそれぞれ61億3,000万円とするもので、前年度当初予算と比較して700万円、率にして0.1%の減となるものであります。主な内容は、適切な医療の提供を行うための保険給付費及び県に納付する国民健康保険事業費納付金を計上するほか、被保険者の健康の保持増進を図るための保健事業費を計上するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

なお、本委員会において付した意見は次のとおりであります。

意見。平成30年度の国民健康保険財政調整基金の積立額は約4億5,000万円を見込んでいる。一方で、佐渡市では国民健康保険加入者に占める低所得者が保険税を納付できずに滞納している現状が続いており、6月の本算定においては保険税を上げずに被保険者が納付できるよう配慮すべきである。

議案第30号 平成31年度佐渡市後期高齢者医療特別会計予算について。本案は、平成31年度佐渡市後期高齢者医療特別会計予算について、歳入歳出予算の総額をそれぞれ7億6,420万円とするもので、前年度当初予算と比較して1,640万円、率にして2.15%の増となるものであります。主な内容は、事業の運営主体である新潟県後期高齢者医療広域連合への納付金に係る費用を計上するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第31号 平成31年度佐渡市介護保険特別会計予算について。本案は、平成31年度佐渡市介護保険特別会計予算について、歳入歳出予算の総額をそれぞれ88億760万円とするもので、前年度当初予算と比較して2億3,080万円、率にして2.7%の増となるものであります。主な内容は、介護予防・日常生活支援総

合事業、包括的支援事業及び任意事業に係る費用を計上するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

なお、本委員会において付した意見は次のとおりであります。

意見。一般介護予防事業は、その趣旨が予防であることから、対象者を高齢者に限らず広い世代にわたり参加を促すべきものと思料する。よって、ボランティアポイント制度など具体的に計画していることは、多世代にわたる市民に対しても参加意欲の向上を促進できるものとするべきである。

議案第34号 平成31年度佐渡市歌代の里特別会計予算について。本案は、平成31年度佐渡市歌代の里特別会計予算について、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4億6,090万円とするもので、前年度当初予算と比較して300万円、率にして0.6%の減となるものであります。主な内容は、歌代の里への施設入所者介護及び短期入所等に係る費用を計上するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第35号 平成31年度佐渡市すこやか両津特別会計予算について。本案は、平成31年度佐渡市すこやか両津特別会計予算について、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5億8,160万円とするもので、前年度当初予算と比較して920万円、率にして1.6%の増となるものであります。主な内容は、すこやか両津への施設入所者介護及び短期入所等に係る費用を計上するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第40号 平成31年度佐渡市病院事業会計予算について。本案は、平成31年度佐渡市病院事業会計予算について、収益的収入の予定額を15億7,520万8,000円、収益的支出の予定額を19億4,698万9,000円、資本的収入の予定額を1億9,602万2,000円、資本的支出の予定額を6,341万円とするものであります。主な内容は、地域医療を確保するための費用を計上するほか、新両津病院建設の基本設計等に係る人件費及び委託費を計上するものであります。審査の結果、賛成多数で原案どおり可決すべきものとして決定しました。

なお、本委員会において付した意見は次のとおりであります。

意見。新両津病院の建設は、市民からも期待されているものである。今回この新両津病院建設に係る委託料としては6,200万円が計上されている。これは、基本設計、地形・用地測量並びに地質調査業務に関する予算の計上であるが、既に今定例会において当該関係委託料は補正予算の減額が認められたばかりであり、その状況下において議会に相談もなく同様の委託料を計上してきたことはまことに遺憾である。また、市長は施政方針の中で、「合併特例債関連の事業につきましては、平成31年度当初予算に計上せず、今後議会との協議を踏まえて順次進めさせていただきたいと考えております」とうたっていることから、新両津病院の建設予定地を確定する前段としてこの財源に係る協議を議会と終え、整合性を図るべきである。よって、この委託料は議会との協議の上、了承を得るまでは予算を執行しないことを強く求める。

議案第43号 財産の無償貸付について（新穂潟上温泉）。本案は、新穂潟上温泉が佐渡市に返還されることに伴い、今後においても市民の福祉の向上に資するため、公募型プロポーザルにより選定した合同会社若らくは無償貸し付けすることについて、議会の議決を求めるものであります。審査の結果、賛成少数で否決すべきものとして決定しました。

請願第1号 相川認定こども園（仮称）建設についての請願。本請願は、あいかわ幼稚園と相川保育園

を統合して新しい園舎を建設する検討が平成22年から始まっているが、建設候補地が決まらず、現在に至っており、両園とも地すべり発生区域等の危険な場所に建っていることから、これ以上建設が遅れることは不本意である。ついては、相川中学校入り口の高台に建設したいという市の方針を受け入れ、子供たちが安全に元気で過ごすことができ、保護者が安心して子供を預けることができる園舎を早期に建設することを求めるものであります。審査の結果、採択すべきものとして決定しました。

なお、本請願は市長へ送付し、その処理の経過及び結果の報告を請求すべきものとして決定しました。

平成30年陳情第5号 臓器移植の環境整備を求める意見書の採択を求める陳情。本陳情は、国際移植学会の活動が日本における臓器の移植に関する法律の改正につながり、脳死下での臓器提供者が年々増加することになったものの、臓器提供者数は臓器移植希望者数を大きく下回っていることから、臓器移植を国民にとって安全で身近なものとして定着させるため、臓器移植の環境整備を求める意見書を政府に対し提出することを求めるものであります。審査の結果、賛成少数で不採択とすべきものとして決定しました。

陳情第3号 基礎年金額等の改善と年金の毎月支給を求める意見書採択の陳情。本陳情は、現在の老齢基礎年金及び障害基礎年金の支給額では高齢者や障害者の生活を保障するには不十分であって、マクロ経済スライドも発動され、低所得の高齢者等に与える影響が非常に大きいことにより、公的年金制度そのものが高齢者や障害者の生活を支えられるものとなる必要があることから、老齢基礎年金等の支給額を改善すること及び年金の支給を隔月支給から毎月支給に変更することを求める意見書を政府に対し提出することを求めるものであります。審査の結果、採択すべきものとして決定しました。

以上です。

○議長（猪股文彦君） 以上で市民厚生常任委員長の報告は終わりました。

これより議案第29号 平成31年度佐渡市国民健康保険特別会計予算についてに関する委員長質疑に入りますが、質問者も答弁者も簡潔にお願いしたいと思いますので、よろしくお願いたします。

中川直美君の質疑を許します。

中川直美君。

○19番（中川直美君） もちろん簡潔にやるつもりですが、わからないのも困るなと思いながらなのですが、まず1つは、国民健康保険、これ自営業者とか年金の暮らしの方等も含めて、そういった低所得者の方が多い医療保険制度です。昨年から安倍政権の医療改悪の中で都道府県化になりました。上程のときの質疑でも明らかなように、県が受けて、佐渡市が払うべきものは払えということでもう来ているわけです。新年度の予算では、国民健康保険税は単純比較をすると5.7%の増になっています。今でも高く大変だというさなかにこの5.7%、例えば具体的な試算でいいますと、年収400万円の4人世帯、これはサラリーマンでいうと400万円ですが、所得は266万円です。ここでは5.3万円上がることになります。年収240万円では1.2万円。所得300万円の自営業3人世帯では3.3万円余り上がるということになるわけですが、そういう意味でいうと、佐渡市は昨年大いに頑張って子供の人头割を外すとか、大きな引き下げをやったわけですから、どういうふうな意向なのかお尋ねをしたい。

○議長（猪股文彦君） 答弁を許します。

荒井市民厚生常任委員長。

○市民厚生常任委員長（荒井真理君） 簡潔にお答えします。

今のところ見込みは年間10万1,712円ということですが、これは繰入金を入れなければという説明ですので、これから繰入金をどのくらい入れるのかということは市のほうで今考えているところで、私どもの委員会で意見をつけましたように、できるだけ低所得者の方々が滞納しないように、納税できるように、その額を図るよという意見をつけております。

○議長（猪股文彦君） 中川直美君。

○19番（中川直美君） 従来ですと、前年度の国民健康保険の会計の決算を待って、賦課割合も掛けてということなのだけれども、今年度はもう既に佐渡市が納めるべき金というのが示されている。だとすると、当初予算でどのようにするかという方向性をやっぱりきっぱり打ち出しておく必要があると思うのだけれども、そうすると市民厚生常任委員会の意見にも書いてあるように、税の確定を見て本算定を決めるということですから、その中で、滞納世帯も非常にふえている、貧困と格差の中で、そういう問題も含めてやるよというよな市の答弁だったというふうに理解してよろしいですか。

○議長（猪股文彦君） 荒井市民厚生常任委員長。

○市民厚生常任委員長（荒井眞理君） 市はそこまで踏み込んでの説明はありませんでしたが、私どもの委員会としては6月の本算定のときにしっかりやろうということです。

以上です。

○議長（猪股文彦君） 以上で議案第29号に関する委員長質疑を終結いたします。

これより議案第29号 平成31年度佐渡市国民健康保険特別会計予算についての討論に入ります。

中川直美君の反対討論を許します。

中川直美君。

〔19番 中川直美君登壇〕

○19番（中川直美君） 討論を行います。私が討論を通告するのも忘れたぐらいの感じで、某議員が時間どおりやれというのがあったもので、ついつい全部出してしまったものです。

先ほど質疑の中で言ったとおりです。我々議員としてみると、5.7%の増になっていますから、私はこれは賛成できないということです。本算定については、6月ということで税金の確定を見てやるということなので、そのときにしっかり判断もしたいというふうに思っております。ぜひ委員長が言ったように、滞納世帯の問題、高い国民健康保険税の問題、解決するべきだということ強く述べて、反対討論といたします。

○議長（猪股文彦君） 以上で中川直美君の反対討論は終わりました。

議案第29号についての討論を終結いたします。

これより議案第29号 平成31年度佐渡市国民健康保険特別会計予算についての採決を行います。

本案の採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（猪股文彦君） 起立多数。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第30号 平成31年度佐渡市後期高齢者医療特別会計予算についてに関する委員長質疑に入ります。

中川直美君の質疑を許します。

中川直美君。

○19番（中川直美君） これも悪名高き後期高齢者医療保険の関係であります。消費税増税の関係であります。特例措置で保険料の軽減、ここに書いてあるとおり9割、8割、5割の軽減を消費税が上がるとどういふわけかやめて、7割に全部するというのです、ご承知のとおり。委員長は、県のほうのあれも出ているでしょうが。そういう意味でいうと、年金そのものは実質下がりますから、先ほどもあったマクロスライドの発動がありますから、物価は上がるけれども、年金は実質下がっているという中で、これ極めて深刻だというふうに思うのですが、影響額及び人数。

そして、9割軽減については、これ国がやる制度だという答弁がありましたが、年金生活者は支給、給付金が受けられるとありますが、これも受けられる人と受けられない人の格差がいっぱいある。これ国の制度だから、ここでやりませんが、一般の「エコノミスト」とかいろんなものにも出ているわけなのですが、これも含めて大丈夫かどうかお尋ねしたいと思います。

○議長（猪股文彦君） 答弁を許します。

荒井市民厚生常任委員長。

○市民厚生常任委員長（荒井真理君） 今ご質問がありました件について、審査をしようと思いましたが、今現在このことを具体的にはまだ計算をしていないということでした。これから私どもの委員会では審査を深めていく予定です。

○議長（猪股文彦君） 以上で議案第30号に関する委員長質疑を終結いたします。

これより議案第30号 平成31年度佐渡市後期高齢者医療特別会計予算についての採決を行います。

本案の採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（猪股文彦君） 起立多数。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第31号 平成31年度佐渡市介護保険特別会計予算についてに関する委員長質疑に入ります。

中川直美君の質疑を許します。

中川直美君。

○19番（中川直美君） これも平成30年度の補正予算のところでお尋ねをしておいた件です。当初予算の中に盛り込まれております。これは、委員長にもお伝えをしております。つまり保険者機能強化推進交付金です。これ何かというと、非常に名前はいいのだけれども、介護認定減らそう、交付金がある。うちの部長は嫌がるのだけれども、介護からの卒業というきれいな名前のもとで介護保険の中から追い出すという仕組みなのです。これは、平成30年度、1,100万円で、県内の中でも評価が非常に高かったと、点数も含めて高かったというわけで、また今年度も同じようになっている。まさにあなた方が意見をつけたように、

ボランティアによる介護サービスみたいなのに移していこうと思うのですが、どんな取り組みになるのか。

2つ目、10月から、これも消費税の絡みですが、訪問介護、ヘルパーです。月基準が決められて、それを超えたものはケアプラン、超えた場合は、これ「死」という字が間違っていますが、地域ケア会議でその回数を減らすようになるというので、全国のヘルパーの中でも大問題になっているわけなのですが、この間の答弁では回数について多くはないとは言うのですが、今後高齢者がふえればヘルパーの回数ふえるのは当たり前なのだけれども、この辺の影響と対策は十分になっていますか。

○議長（猪股文彦君） 答弁を許します。

荒井市民厚生常任委員長。

○市民厚生常任委員長（荒井眞理君） 保険者機能強化推進事業については、佐渡市が今のところ評価を受けているものの中で特に努力を促されているものについて、ケアマネジャーの質の向上、介護予防のためのケアプランができるように、専門職が少ないから、リハビリには専門職をつけたいといったようなことでの今後の施策の推進ということでの取り組みがなされるということですが、このための予算は1,100万円を予定しているということです。

なお、後段の質問については、私どもは審査をしておりません。

○議長（猪股文彦君） 以上で議案第31号に関する委員長質疑を終結いたします。

これより議案第31号 平成31年度佐渡市介護保険特別会計予算についての採決を行います。

本案の採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（猪股文彦君） 起立多数。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第40号 平成31年度佐渡市病院事業会計予算についての討論に入ります。

荒井眞理さんより賛成討論の申し出があります。これを許します。

荒井眞理さん。

〔7番 荒井眞理君登壇〕

○7番（荒井眞理君） 議案第40号 平成31年度佐渡市病院事業会計予算についての賛成討論を行います。

まず、本来病院会計について賛成、反対の討論は、よっぽどのがなければ行わないということを皆さんと共有したいと思います。その上であえて賛成討論をしますのは、この議案第40号 平成31年度佐渡市病院事業会計予算については、性質からして否決しなければならないものであるということが前提にあります。市民の皆さんもご存じのとおり、合併特例債を今後5年間どのように使うかの議論は再スタート地点に立っています。一方、新両津病院建設は、市民の健康と命を確かに守るものとして期待されるものであり、合併特例債の議論から切り離されたところで行われることが健全であります。そのあかしとして、この3月議会の前半に両津病院の予算から一旦建設関係の委託料を取り下げることが議決されました。ところが、新年度予算のふたをあけてみると、同じものどころか、地質調査をする予算まで盛り込まれてい

ました。建設予定地が確定していない、議論も何カ月先に落ちつくか不明であることは執行部も承知の上、地質調査の予算など6,200万円をわざわざ新たに盛り込んでくることは、病院の新年度予算は否決されな
いだろうとの考えのもと、本来この時期に盛り込むべきではない予算を通すための市民の健康と命を人質
にとった卑劣な方法としか理解のしようがありません。市長のパターンである言いわけ戦法をどんなに重
ねても、合理的な説明は不可能です。しかし、先日のジェットフォイルのような重大な事故がすぐにでも
起きる可能性があるこの時期に、この卑劣な戦法を含んだと思われる予算であっても否決にするわけには
いかないのです。私は、本当に苦しい思いをしながら、市民の健康と命が大事だから賛成するものであり
ます。議員たちを苦しめるような議案は、二度と出すべきではないことも指摘して、賛成討論を終わります。

○議長（猪股文彦君） 以上で荒井眞理さんの賛成討論は終わりました。

議案第40号についての討論を終結いたします。

これより議案第40号 平成31年度佐渡市病院事業会計予算についての採決を行います。

本案の採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（猪股文彦君） 起立多数。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第43号 財産の無償貸付について（新穂潟上温泉）に関する委員長質疑に入ります。

中川直美君の質疑を許します。

中川直美君。

○19番（中川直美君） では、新穂潟上温泉貸与についての質疑を行います。関心も高く、傍聴者の方も
いらっしゃるようですが、問題点を明らかにしたいというふうに思います。

1つは、温泉に関するもので、この前手を挙げた業者の後ということで、多くの住民の方が期待をして
いる施設ですから、本来はそういった住民の期待にまずしっかり応えるような取り組みをしなければいけ
ないというのが基本的なスタンスです。ただし、今回出してきたものは、上程のときにも言いましたが、
契約案件としては甚だ不備であるということでもあります。例えばとりあえず契約はしたけれども、この後
また何かをやる、このことは今回で3回目です。金井温泉のときも切り離し問題、しっかり話をつけずに
やってきた。相川温泉のときも、これはまた条件違いますが、3,000万円で行うが、また7,000万円ぐら
いかかる。このことについては、議会はこの間に再三再四言ってきました。何度も言いますが、補助金の
不正受給問題やいろんな問題もこういった事務のお粗末さから起きている。このことをまず指摘をしてお
きたいと思います。そういう意味でいうと、これはこの間の理由だと思うのですが……ちょっと討論と間
違えていた。なぜ否決をされたのか、否決になったのか教えてください。

○議長（猪股文彦君） 答弁を許します。

荒井市民厚生常任委員長。

○市民厚生常任委員長（荒井眞理君） 否決の理由ですが、この温泉というものはボイラーがある意味では

心臓部であるにもかかわらず、そこも含めてどのように、今ご指摘がいろいろありましたけれども、市として温泉施設をどのようにして貸与するのかといった設計がきちんとなされていないというところに多くの焦点があります。大きい理由はそのようなことです。

○議長（猪股文彦君） 中川直美君。

○19番（中川直美君） ぜひ審査されたのですから、鮮明にしていきたい。私がちょっと前段鮮明に過ぎましたけれども。つまりこれ手を挙げた業者は、私絶対悪くないと思うのです。ところが、市が余りにも曖昧な契約の中で議案を出してくる。わかりやすく言えば、4つの車輪で走らなければならない車を3つで走れみたいな話で、これでは事故が起きる。だから、市民のためにも業者のためにもなるような形にするには、やっぱりきっぱりと出し直す、このことが今必要なのではないのでしょうか。どうですか。

○議長（猪股文彦君） 荒井市民厚生常任委員長。

○市民厚生常任委員長（荒井真理君） 執行部の説明は、温泉の利用者の方々にできるだけ切れ目なくサービスを提供するというのも大事であるということが説明されました。そして、今回手を挙げて仮契約に進んでおられる事業者は、その経費でボイラーの設置も考えているという先の見通しがあるという説明を受けています。ですから、事業者が悪いということは決してありません。しかし、今後本当に見通しが立つのかと、そこに不安を抱いている委員がいることも確かではありますけれども、市民のために何ができるのか、そここのところは、果たしてこの議案を本当に否決していいのかというところは、委員の中でも意見が分かれているところです。

○議長（猪股文彦君） 中川直美君。

○19番（中川直美君） 先ほど委員長も言ったかと思うので、市がこういった温泉施設を福祉施設にするのか観光施設にするのか、そして必要なものとして一定程度手当てをしていくものなのかどうなのかという方針がないことが私は実は一番問題だと思っているのです。先ほどと同じことになりますが、市民のためにも業者のためにもなるようにやっぱりきっぱりと出し直して後に禍根を残さない。前段に紹介をした2つの不備な中で貸与やいろんなことをして、不備なことが起きてかえって業者にも迷惑かけていると思います。そういったことでいうと、きちんと出し直すという執行部の意思はあるのかどうなのか。

それともう一つ、まさに書類そのものが不備だからということですから、本来こういったものは議会としては採択すべきではないと私は思っているのです。また警鐘乱打をして何でもするつもりだということでは私ないと思うのですが、どのぐらいの割合の賛否状況だったのでしょうか。

○議長（猪股文彦君） 荒井市民厚生常任委員長。

○市民厚生常任委員長（荒井真理君） 市がこれを福祉施設なのか観光施設なのかはっきりさせるべきであるというところは、当委員会も同じ意見で、先ほども述べましたけれども、そこは常にはっきりさせるようにということを強く申しております。

なお、この議案について、もう一度出し直す意思が行政にあるかといえば、それはありません。一応中で公募の採点もしました。その点数は、合格点に達しております。これを出し直す理由は、行政には今のところないということです。

○議長（猪股文彦君） 以上で議案第43号に関する委員長質疑を終結いたします。

これより議案第43号 財産の無償貸付について（新穂潟上温泉）の採決を行います。

本案の採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は否決であります、本案の採決は会議規則第70条第1項の規定により、原案に賛成する者の起立によって行います。

念のため申し上げます。委員長の報告にかかわらず、議案第43号について賛成される方は起立されるようお願いいたします。

それでは、お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（猪股文彦君） 起立少数。

よって、本案は否決されました。

次に、請願第1号 相川認定こども園（仮称）建設についての請願に関する委員長質疑に入ります。

中川直美君の質疑を許します。

中川直美君。

○19番（中川直美君） これも従来からもめていた相川の保育園の関連であります。保護者がかわったということもあるのかどうかわかりませんが、あの場所は問題ありということが急転直下したというわけですが、本当にそういうことでいいのかということが1つであります。

それともう一つは、今国の関係では、国は保育の市場化ということで民営化みたいなことが進められていて、ここに書いておきましたが、2020年からは民間施設、無償化の関連で、国が50%、県が4分の1の負担となりますが、公立は全額自分のところになりますよね。そういったような運営形態のことも配慮されていますか。

市の保育園のあり方については、ご承知のとおり、基幹保育園を各地区につくるという言い方をしておりますから、各地区ということですので、市は4つの地区という言い方をしておりますから、相川あたりもやっぱり基幹保育園として公立が要るのではないかというふうに私は思うのですが、その辺も十分考えないといけないと思うのですが、その辺はどのようになっていますか。

○議長（猪股文彦君） 荒井市民厚生常任委員長。

○市民厚生常任委員長（荒井眞理君） まず、前段、場所についてですけれども、今まで否決された場所ではなく新しい場所ですので、ここについては当委員会としては大きな問題はないと考えております。

それから、運営形態についてですけれども、ここについては私たちはこの請願はできるだけ早く今の危険な場所から救済してほしいと、できるだけ早く建設してほしいという内容ということで、それ以上の審査はしておりません。

○議長（猪股文彦君） 以上で請願第1号に関する委員長質疑を終結いたします。

これより請願第1号 相川認定こども園（仮称）建設についての請願についての採決を行います。

本案に対する委員長の報告は採択であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（猪股文彦君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり採択されました。

次に、平成30年陳情第5号 臓器移植の環境整備を求める意見書の採択を求める陳情についての採決を行います。

本案の採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は不採択であります。本案の採決は会議規則第70条第1項の規定により、原案に賛成する者の起立により行います。

念のため申し上げます。委員長の報告にかかわらず、平成30年陳情第5号について賛成される方は起立されるようお願いいたします。

それでは、お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（猪股文彦君） 起立少数。

よって、本案は不採択となりました。

次に、ただいま議決いたしました議案第29号から議案第31号まで、議案第40号、議案第43号、請願第1号及び平成30年陳情第5号を除く市民厚生常任委員会付託案件について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（猪股文彦君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、産業建設常任委員会に付託した案件について委員長の報告を求めます。

渡辺産業建設常任委員長。

〔産業建設常任委員長 渡辺慎一君登壇〕

○産業建設常任委員長（渡辺慎一君） 委員会審査報告。

本委員会に付託の事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第109条及び第143条の規定に基づき報告します。

議案第7号 佐渡市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、老朽化した市営単独住宅である坂下町住宅を廃止するため、佐渡市営住宅条例の一部を改正するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

なお、本委員会で付した意見は次のとおりであります。

意見。老朽化した市営住宅は、順次整理していくこと。

議案第9号 佐渡市水道事業給水条例等の一部を改正する条例の制定について。本案は、水道使用料等を内税から外税方式に変更し、平成31年10月に施行される予定の消費税率引き上げに合わせて対応できるようにするため、佐渡市水道事業給水条例等の一部を改正するものであります。審査の結果、賛成多数で可決すべきものとして決定しました。

議案第13号 新たに生じた土地の確認について（沢根五十里地内）、議案第14号 字の変更について（沢根五十里地内）。上記2議案は沢根漁港において水産物供給基盤機能保全事業等で施工した用地の造成工事が完成したことにより、新たに生じた土地を確認すること及び当該土地を編入するために字の区域を変

更することについて、議会の議決を求めるものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第15号 新たに生じた土地の確認について（多田地内）、議案第16号 字の変更について（多田地内）。上記2議案は多田漁港において水産物供給基盤機能保全事業で施工した用地の造成工事が完了したことにより、新たに生じた土地を確認すること及び当該土地を編入するために字の区域を変更することについて、議会の議決を求めるものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第18号 市道路線の変更について。本案は、道路改良舗装事業等を実施するに当たり、市道である高千24号線、高千31号線、西三川3号線の路線を変更する必要があるため、議会の議決を求めるものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第32号 平成31年度佐渡市下水道特別会計予算について。本案は、平成31年度佐渡市下水道特別会計予算について、歳入歳出予算の総額を35億1,900万円とするもので、前年度当初予算と比較して5,600万円、割合にして1.6%の増となるものであります。主な内容は、下水道施設の維持管理経費や公債費のほか、下水道建設事業費を計上するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

なお、本委員会で付した意見は次のとおりであります。

意見。依然として下水道への接続率の低迷が続き、経営改善の見通しが立たない。人口減少が目に見えていることから、将来に負の遺産を引き継がせないためにも、早急に計画区域内での意向調査等を実施し、おおむね3分の2の加入見込みがなければ計画区域から外し、新規工事を終息させること。

議案第33号 平成31年度佐渡市小水力発電特別会計予算について。本案は、平成31年度佐渡市小水力発電特別会計予算について、歳入歳出予算の総額を3,500万円とするもので、前年度当初予算と比較して30万円、割合にして0.8%の減となるものであります。主な内容は、小水力発電施設の修繕及び更新に係る積立金並びに維持管理経費を計上し、その財源を売電収入により賄うものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第41号 平成31年度佐渡市水道事業会計予算について。本案は、平成31年度佐渡市水道事業会計予算について、収益的収入の予定額を27億4,866万4,000円、収益的支出の予定額を27億2,636万4,000円、資本金収入の予定額を14億7,351万2,000円、資本金支出の予定額を22億2,447万6,000円とするものであります。主な内容は、有収率の向上及び水道水の安定供給を行うための老朽管更新事業費や配水管等敷設替事業費、施設増改良事業費等を計上するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

なお、本委員会で付した意見は次のとおりであります。

意見。水道の安定供給と経営の安定化のためには、施設の大膽な改革が必要であると思料するため、早急に浄水場の統合を含めた経営改善のための計画を策定して英断を下し、改善に向けて邁進すること。

議案第42号 岩首2号線道路災害復旧工事請負契約の締結について。本案は、岩首2号線道路災害復旧工事について、平成31年2月26日に執行した入札の落札者と請負契約を締結するため、議会の議決を求めるものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

陳情第4号 「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情。本陳情は、低賃金で不安定な就労者となる非正規雇用労働者が全労働者の4割を占め、そのことが自立できない要因となり、婚姻率が低下して少子高齢化が進んでいることや、親の貧困が子供の成長や発達を阻害するといった負の連鎖が深刻な社会問題となっていることから、それらを解消する方策として最低賃金の大幅な引き上げ及び中小企業支援策の拡充を実現するための意見書を国に対して提出することを求めるものであります。審査の結果、一部採択すべきものとして決定しました。

以上であります。

○議長（猪股文彦君） 以上で産業建設常任委員長の報告は終わりました。

これより議案第9号 佐渡市水道事業給水条例等の一部を改正する条例の制定についての採決を行います。

本案の採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（猪股文彦君） 起立多数。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、ただいま議決いたしました議案第9号を除く産業建設常任委員会付託案件について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（猪股文彦君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第2 行財政改革に関する調査特別委員会の報告

○議長（猪股文彦君） 日程第2、行財政改革に関する調査特別委員会の報告を行います。

行財政改革に関する調査特別委員会に付託した事件について特別委員長の報告を求めます。

行財政改革に関する調査特別委員長、山田伸之君。

〔行財政改革に関する調査特別委員長 山田伸之君登壇〕

○行財政改革に関する調査特別委員長（山田伸之君） 委員会報告。

本委員会に付託の事件は、調査の結果次のとおり決定したので、会議規則第109条の規定に基づき報告する。

本委員会は、平成30年4月臨時会において、行財政改革の推進に関することを付託事件として議員発議により設置された委員会である。

これまでに別紙のとおり10回委員会を開催し、付託事件について審議を行った。その中でもとりわけ行財政改革に係る公共施設等総合管理計画の推進については、まさしく喫緊の課題として執行部も取り

組んでいることから、当該事業に重点を置いて審議を行ったものである。

1、審議の経過等。本委員会設置後に行政改革や財政計画等に係る過去の特別委員会の取り組みを確認するほか、佐渡市及び類似団体の現状の財政状況の比較等を行い、時代に即した行政改革や財政計画の方針を立てるべくして、本委員会における調査の方向性等の協議を行っていたところ、昨年7月には執行部から公共施設等個別施設計画策定方針案が示された。

(1)、佐渡市公共施設等総合管理計画について。平成28年7月に策定された本計画は、合併後そのまま引き継いできた公共施設等の現状や課題の把握を行い、財政負担を軽減、平準化するとともに、適切な管理と有効な活用を推進するための計画である。計画の終期である30年後の2045年には、人口が約30%減少するという佐渡市人口ビジョンの推計を踏まえ、人口減少に伴った公共施設の延べ床面積の総量を30%削減することを目標として示したものである。この目標を達成するため、施設類型ごとの公共施設等個別計画を策定することとし、策定においては公共施設等に係る問題意識を共有し、市民とともに課題解決に取り組むことを掲げている。

(2)、佐渡市公共施設等個別計画案について。審議において執行部からは、公共施設等個別計画の必要性と位置づけ、各建築物系施設、インフラ資産ごとの基本的な考え方、策定済みの長寿命化計画等における方針との整合性について説明があった。方針として、公共施設等総合管理計画において把握している794施設について、施設の方向性を判断するカルテを作成し、施策評価（1次評価）を行った後、市民との意見交換等を経て、政策評価（2次評価）を行い、施設の方向性を決定する流れであることを確認したものである。

2、本委員会の意見。(1)、執行部から説明を受けた公共施設等個別計画案は、公共施設の耐震化の有無や維持経費などのデータをまとめた単なる資料編にすぎない。1次評価は、あくまで客観的指標に基づいて判定するものであり、2次評価、すなわち政策的判断はこれからの作業になるものである。その2次評価の具体的な進め方については、方針が示されておらず、今後30年間に3割の公共施設を削減するという目標も含めて検討する必要がある。今回公共施設等個別計画を策定して終わりではなく、実際に計画を実行しなければならないのであって、具体的にどう進めるか、タイムスケジュールを立てた上で着実に進めるべきである。

(2)、実際に公共施設の統廃合を進めるに当たり、個々の施設の統廃合を単に進めていくのであれば、結果として地域間バランスにふぐあいを生じかねない。したがって、佐渡市としてどのような施設をどのように配置、統合するのか、全体の計画を示す必要があると思料する。例えば総務文教常任委員会が行政視察で訪れた山口県周南市では、施設別計画と地域別計画とを立案して進めており、地域別計画においては、モデル地区を指定し、地域住民との協働により計画の推進を図っている。よって、佐渡市においても同様に施設類型ごとにどのように施設を配置、統合するのか、同時に佐渡の各地域にどのように施設を配置するのか、佐渡市の目指すべき方向性に鑑みながら計画性を持って進めていくべきである。

(3)、佐渡市はこれまで公共施設の統廃合を進めるに当たり、唐突に市民への説明を行い、進めたことが少なくない。このことによりさまざまな混乱を招いたことはまことに遺憾である。市民に対しては、単に佐渡市の方針を説明する場ということではなく、市民からの自由潤達な意見を聞く意見交換会と位置づけ、市民の声も反映した上で計画を実施するべきである。

最後に、行財政改革は時代に即して常に取り組まなければならない重要な政治課題である。今回公共施設の統廃合に重点を置いて審議を行ったが、1次評価後は各施設の所管課において施設類型ごとに計画を立てて進める方針であることを確認した。その中で、施設タイプのあり方、方向性については、いずれにしても所管の常任委員会における審査や調査といった判断、意向が不可避であることから、本委員会で全ての審議を行うのではなく、やはり所管の常任委員会に委ねるべきであり、その進捗を議会全体として逐次監視を行う必要があると考える。

行政財産である公共施設は、単に行政の所有物ということにとどまらず、市民の血税によってつくられた市民の利用に供するための財産である。執行部においては、そのことを肝に銘じてこれからの行財政改革を進めていくべきであると指摘をして、本委員会の最終報告とする。

以上であります。

○議長（猪股文彦君） 以上で行財政改革に関する調査特別委員会の報告は終わりました。

お諮りいたします。行財政改革に関する調査特別委員会は本日をもって廃止することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（猪股文彦君） 異議なしと認めます。

よって、行財政改革に関する調査特別委員会は本日をもって廃止することに決定いたしました。

ここで、暫時休憩します。

午後 9時22分 休憩

午後 9時29分 再開

○議長（猪股文彦君） 再開します。

日程第3 発議案第1号

○議長（猪股文彦君） 日程第3、発議案第1号 会計年度任用職員制度施行に伴う臨時・非常勤職員の地位及び待遇改善を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

佐藤孝君。

〔15番 佐藤 孝君登壇〕

○15番（佐藤 孝君）

発議案第1号

会計年度任用職員制度施行に伴う臨時・非常勤職員の地位及び待遇改善を求める意見書の提出について

上記の議案を別紙のとおり佐渡市議会会議規則第14条の規定により提出する。

平成31年3月22日

佐渡市議会議長 猪 股 文 彦 様

提出者 佐渡市議会議員 佐 藤 孝

賛成者	”	山田伸之
	”	中川直美
	”	近藤和義
	”	中川隆一
	”	坂下善英
	”	上杉育子

会計年度任用職員制度施行に伴う臨時・非常勤職員の地位及び待遇改善を求める意見書

2016年に実施された総務省の調査によると、地方自治体で働く臨時・非常勤職員は全国で64万人との結果が出ており、現状では自治体職員の3人に1人が臨時・非常勤職員である。その職種は一般行政職のほか、保育士や看護師などの専門職が多岐に渡り、多くの職員が恒常的な業務に就いているため、地方行政の重要な担い手として欠かせない存在となっている。

このような状況の中、2017年5月に地方公務員法及び地方自治法が改正されたことで、新たに「会計年度任用職員」制度が導入された。このことにより、非常勤職員が法的に位置づけられ、職務給の原則に基づいた常勤職員との均等な待遇が求められている。各地方自治体においては、2020年4月の法施行に向けた任用実態の調査や把握のほか、関係条例及び規則等の改正や新たな予算の確保などが必要である。

よって、国においては、行政サービスの質と量の維持、臨時・非常勤職員の待遇改善、任用の安定などの観点から、次の事項の実現を強く求める。

記

- 1 臨時・非常勤職員の賃金・労働条件の改善に必要な地方自治体の財源を確保すること。
- 2 会計年度任用職員への移行にあたっては、現に任用されている臨時・非常勤職員の任用や労働条件が維持されるよう、各地方自治体に対し適切な助言を行うこと。また、人材確保や任用の観点から、引き続き検討を行うこと。
- 3 非正規労働者の格差是正を求める「同一労働同一賃金」に関する法整備の動向を踏まえ、パートタイム労働法の趣旨が会計年度任用職員に反映されるよう、さらなる地方自治法の改正を行うこと。
- 4 「任期の定めのない常勤職員を中心とした公務運営」の原則を堅持するため、本格的業務を担う臨時・非常勤職員を任期の定めのない正規職員として採用する仕組みを整備すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

議員各位のご賛同をお願い申し上げます。

○議長（猪股文彦君） ただいま議題となっております発議案第1号については、佐渡市議会会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（猪股文彦君） 異議なしと認めます。

よって、発議案第1号については、委員会の付託を省略することに決しました。

これより発議案第1号 会計年度任用職員制度施行に伴う臨時・非常勤職員の地位及び待遇改善を求める意見書の提出についての採決を行います。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（猪股文彦君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4 発議案第2号

○議長（猪股文彦君） 日程第4、発議案第2号 基礎年金額等の改善と年金の毎月支給を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

荒井眞理さん。

〔7番 荒井眞理君登壇〕

○7番（荒井眞理君）

発議案第2号

基礎年金額等の改善と年金の毎月支給を求める意見書の提出について

上記の議案を別紙のとおり佐渡市議会会議規則第14条の規定により提出する。

平成31年3月22日

佐渡市議会議長 猪 股 文 彦 様

提出者	佐渡市議会議員	荒 井 眞 理
賛成者	”	室 岡 啓 史
	”	祝 優 雄
	”	岩 崎 隆 寿
	”	金 田 淳 一
	”	宇 治 沙 耶 花

基礎年金額等の改善と年金の毎月支給を求める意見書

老齢基礎年金及び障害基礎年金の支給額は、高齢者や障害者の生活を保障するためには十分な金額とは言えない。これまでも年金保険料の納付要件の見直し等によって年金受給要件を確保しているが、生活を保障するには不十分である。

加えて、2015年にマクロ経済スライドが初めて発動され、本年4月の年金改定時にも発動される見通しとなっている。これは公的年金制度の維持を目的とした給付調整と言われているが、低所得の高齢者等にとっては非常に影響が大きいと思われる。

このような状況の中、国では低所得の高齢者等への配慮として臨時福祉給付金を支給しており、本年10月に予定されている消費税10%への引き上げの時には、年金生活者支援給付金の支給を行う予定であるが、給付金の支給では効果が限定される。生活保護受給者の5割以上が高齢者であるという実態を踏まえて、負担のバランスを図りつつ公的年金制度そのものが高齢者や障害者の生活を支えられるものとなる必要がある。

また、現役時代の生活習慣を継続するため、年金の支給方法も改善されることが強く望まれる。

よって、国においては、次の事項の実現を強く求める。

記

- 1 老齢基礎年金等の支給額を改善すること。
 - 2 年金の支給を隔月支給から毎月支給に変更すること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

議員各位のご賛同をお願いいたします。

○議長（猪股文彦君） ただいま議題となっております発議案第2号については、佐渡市議会会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（猪股文彦君） 異議なしと認めます。

よって、発議案第2号については、委員会の付託を省略することに決しました。

これより発議案第2号 基礎年金額等の改善と年金の毎月支給を求める意見書の提出についての採決を行います。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（猪股文彦君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5 発議案第3号

○議長（猪股文彦君） 日程第5、発議案第3号 地域からの経済好循環の実現に向け、最低賃金の改善と中小企業支援策の拡充を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

渡辺慎一君。

〔9番 渡辺慎一君登壇〕

○9番（渡辺慎一君）

発議案第3号

地域からの経済好循環の実現に向け、最低賃金の改善と中小企業支援策の拡充を求める意見書の提出について

上記の議案を別紙のとおり佐渡市議会会議規則第14条の規定により提出する。

平成31年3月22日

佐渡市議会議長 猪 股 文 彦 様

提出者	佐渡市議会議員	渡 辺 慎 一
賛成者	〃	広 瀬 大 海
	〃	竹 内 道 廣
	〃	中 村 良 夫
	〃	駒 形 信 雄
	〃	北 啓

地域からの経済好循環の実現に向け、最低賃金の改善と中小企業支援策の拡充を求める意見書

労働者の4割が非正規労働化し、4人に1人が年収200万円以下のワーキング・プアとなり、平均賃金は2000年に比べ15%も目減りしている。2018年の全国の最低賃金は、時給で最大が985円、最低が761円、新潟県では803円である。フルタイムで働いても年収120万円から150万円しか得られず、これでは人間らしい文化的な生活はできない。

先進諸国では高い水準の最低賃金が労働者の生活と労働力の質、消費購買力の確保に繋がり、地域経済と中小企業を支える経済を成り立たせている。そのために政府が率先して大規模な中小企業支援策を実施し、最低賃金の引き上げを支えている。

日本でも公正取引ルールを確立し、中小企業への具体的な支援策を拡充しながら、最低賃金を引き上げる必要がある。人間らしく生活できる水準の賃金確立を基軸として、生活保護基準、年金、農家の自家労賃、下請け単価、家内工賃、税金の課税最低限度等を整備すれば、誰もが安心して生活でき、不況に強い社会をつくることができる。

よって、国においては、次の事項の早期実現を強く求める。

記

- 1 全国一律の最低賃金制度の確立など、地域間格差を縮小させる施策を進めること。
- 2 中小企業への支援策を拡充すること。また、中小企業の負担を軽減するための直接的な支援として、中小企業及びそこで働く労働者の社会保険料の負担や税の減免制度などを実現すること。
- 3 中小企業に対する大企業の優越的な地位の濫用、代金の買い叩きや支払い遅延等をなくすため、中小企業憲章を踏まえて、中小企業基本法、下請代金法及び下請振興法、独占禁止法を抜本改正すること。
- 4 雇用の創出と安定に資する政策を実現すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

議員各位のご賛同をお願いいたします。

○議長（猪股文彦君） ただいま議題となっております発議案第3号については、佐渡市議会会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（猪股文彦君） 異議なしと認めます。

よって、発議案第3号については、委員会の付託を省略することに決しました。

これより発議案第3号 地域からの経済好循環の実現に向け、最低賃金の改善と中小企業支援策の拡充を求める意見書の提出についての採決を行います。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（猪股文彦君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6 発議案第4号

○議長（猪股文彦君） 日程第6、発議案第4号 佐渡汽船ジェットフォイル衝突事故に対する決議についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

祝優雄君。

〔17番 祝 優雄君登壇〕

○17番（祝 優雄君）

発議案第4号

佐渡汽船ジェットフォイル衝突事故に対する決議について

上記の議案を別紙のとおり佐渡市議会会議規則第14条の規定により提出する。

平成31年3月22日

佐渡市議会議長 猪 股 文 彦 様

提出者	佐渡市議会議員	祝	優 雄
賛成者	〃	駒 形	信 雄
	〃	中 村	良 夫
	〃	金 田	淳 一
	〃	坂 下	善 英
	〃	室 岡	啓 史
	〃	宇 治	沙耶花
	〃	北	啓

佐渡汽船ジェットフォイル衝突事故に対する決議

3月9日に発生した佐渡汽船のジェットフォイル衝突事故は、姫崎灯台の東北東5.5キロメートル付近で、海洋生物と衝突したものである。この事故により乗客乗員125人のうち重症者を含む80人がけがを負い、ドクターヘリは山形県からの支援を含め3機、新潟県防災ヘリ1機、救急車、消防車両など多数が出勤し、その救護にあたった。

新潟県は、佐渡汽船株式会社の最大株主であり、その成り立ちからも、また本土と佐渡を結ぶ唯一の交通体系を維持管理すべき立場からも事故の処理、高速交通の運航上の安全対策、さらには風評被害が予測される佐渡島内の産業などに対する支援策が必要であると考えます。

よって、新潟県、佐渡市及び佐渡汽船においては下記の事項について全力で取り組むことを要望する。

記

1 事故対応と対策

- (1) 佐渡汽船は、けがをされた人の健康回復への対応及び経済的支援などに万全を期すこと。
- (2) ジェットフォイルについて高速交通に資するための安全対策を早急に構ずるとともに緊急時における対策に万全を期すこと。
- (3) 佐渡と本土の交通体系については、長期展望に立ち、検討を急ぐこと。

2 佐渡島内の経済対策支援

- (1) 風評被害が島内の全ての産業分野におよぶことが考えられ、今後の被害予測は不可能である。よって長期にわたる万全な支援対策が必要である。
- (2) 観光客誘致はもちろん、全ての交通機関の安全対策及び経済的支援を含む長期展望に立った対策強化が必要である。

以上、決議する。

平成31年3月22日

新潟県佐渡市議会

議員各位のご賛同をお願いいたします。

○議長（猪股文彦君） ただいま議題となっております発議案第4号については、佐渡市議会会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（猪股文彦君） 異議なしと認めます。

よって、発議案第4号については、委員会の付託を省略することに決しました。

これより発議案第4号 佐渡汽船ジェットfoil衝突事故に対する決議についての採決を行います。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（猪股文彦君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第44号

○議長（猪股文彦君） 日程第7、議案第44号 佐渡市教育委員会委員の任命についてを議題といたします。市長から提案理由の説明を求めます。

市長、三浦基裕君。

〔市長 三浦基裕君登壇〕

○市長（三浦基裕君） 議案第44号 佐渡市教育委員会委員の任命について。

本案は、佐渡市教育委員会委員、仲川正道氏の任期が平成31年5月7日をもって満了となるため、引き続き仲川氏を佐渡市教育委員会委員に任命することについて、議会の同意を求めるものでございます。

ご賛同賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（猪股文彦君） ただいま議題となっております議案第44号については、佐渡市議会会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（猪股文彦君） 異議なしと認めます。

よって、議案第44号については、委員会の付託を省略することに決しました。

これより議案第44号 佐渡市教育委員会委員の任命についての採決を行います。

本案の採決は起立により行います。

本案は、同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（猪股文彦君） 起立多数。

よって、本案は同意することに決しました。

日程第8 議案第45号

○議長（猪股文彦君） 日程第8、議案第45号 佐渡市固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。

三浦市長。

〔市長 三浦基裕君登壇〕

○市長（三浦基裕君） 議案第45号 佐渡市固定資産評価審査委員会委員の選任について。

本案は、佐渡市固定資産評価審査委員会委員の任期が平成31年5月7日をもって満了となるため、引き続き田川和信氏を選任することについて議会の同意を求めるものでございます。

ご賛同賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（猪股文彦君） ただいま議題となっております議案第45号については、佐渡市議会会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（猪股文彦君） 異議なしと認めます。

よって、議案第45号については委員会の付託を省略することに決しました。

これより議案第45号 佐渡市固定資産評価審査委員会委員の選任についての採決を行います。

本案は同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（猪股文彦君） 異議なしと認めます。

よって、本案は同意することに決しました。

日程第9 議案第46号

○議長（猪股文彦君） 日程第9、議案第46号 佐渡市固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。

三浦市長。

〔市長 三浦基裕君登壇〕

○市長（三浦基裕君） 議案第46号 佐渡市固定資産評価審査委員会委員の選任について。

本案は、佐渡市固定資産評価審査委員会委員の任期が平成31年5月7日をもって満了となるため、中川英明氏を選任することについて議会の同意を求めるものでございます。

ご賛同賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（猪股文彦君） ただいま議題となっております議案第46号については、佐渡市議会会議規則第37条

第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（猪股文彦君） 異議なしと認めます。

よって、議案第46号については委員会の付託を省略することに決しました。

これより議案第46号 佐渡市固定資産評価審査委員会委員の選任についての採決を行います。

本案は同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（猪股文彦君） 異議なしと認めます。

よって、本案は同意することに決しました。

日程第10 議案第47号

○議長（猪股文彦君） 日程第10、議案第47号 佐渡市固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。

三浦市長。

〔市長 三浦基裕君登壇〕

○市長（三浦基裕君） 議案第47号 佐渡市固定資産評価審査委員会委員の選任について。

本案は、佐渡市固定資産評価審査委員会委員の任期が平成31年5月7日をもって満了となるため、石塚尚志氏を選任することについて議会の同意を求めるものでございます。

ご賛同賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（猪股文彦君） ただいま議題となっております議案第47号については、佐渡市議会会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（猪股文彦君） 異議なしと認めます。

よって、議案第47号については委員会の付託を省略することに決しました。

これより議案第47号 佐渡市固定資産評価審査委員会委員の選任についての採決を行います。

本案は同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（猪股文彦君） 異議なしと認めます。

よって、本案は同意することに決しました。

日程第11 委員会の閉会中の継続審査の件

○議長（猪股文彦君） 日程第11、委員会の閉会中の継続審査の件を議題といたします。

各委員長からお手元に配付したとおり閉会中の継続審査等の申し出があります。

お諮りします。各委員長からの申し出のとおり閉会中の継続審査等に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（猪股文彦君） 異議なしと認めます。

よって、各委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査等に付することに決しました。

○議長（猪股文彦君） これで本日の日程は全て終了いたしました。

ここで、市長から発言を求められておりますので、これを許します。

三浦市長。

〔市長 三浦基裕君登壇〕

○市長（三浦基裕君） 平成31年第1回市議会定例会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。

定例会冒頭の施政方針で、平成31年度の市政運営について施策の概要を述べさせていただきました。佐渡再生を大きなテーマとして掲げる中で、観光地域づくりの推進、産業の振興、災害に強い島づくり、佐渡活性化に向けた地域づくりの4つの戦略を強化し、さらに集中的に取り組んでまいります。

平成31年度の予算編成は、普通交付税の一本算定による厳しい財政状況を考慮しながら、福祉、子育て、教育、防災については可能な限りの配慮をさせていただきました。これまで以上に国、県などの財源確保にも努めてまいります。

代表質問及び一般質問では、施政方針のほか、住宅火災時の消防体制、行財政運営、医療、福祉、教育の充実、農業政策、観光交通体系等についてご意見やご提言をいただきました。住宅密集地の防火対策につきましては、1月の両津夷地区大規模火災を受け、全戸への火災予防チラシの配布や防火訪問を行っておりますが、あわせて住宅用火災警報器の設置促進により火災の早期発見と避難の実現につなげてまいります。

今月9日に発生しましたジェットフォイルの衝突事故では、80名ほどの方が負傷して島内外の病院に搬送され、現在も20名以上の方が入院されていると聞いております。負傷された方々の一日も早い回復をお祈りいたします。

佐渡市特定施設待鶴荘における介護報酬の不正請求につきましては、既に報道されているとおりでございますが、関係者の皆様には多大なご迷惑をおかけし、まことに申しわけありませんでした。改めて深くおわびいたします。今後聴聞を経て県の処分が正式決定されることとなりますが、入所者に対して今回の処分による影響が出ないよう、入所者の処遇を最優先しながら施設運営を行っていきたいと考えております。

結びになりますが、市民の皆様におかれましては健康にご留意いただき、ますますご活躍されますようご祈念申し上げ、本定例会の閉会の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（猪股文彦君） 以上で会議を閉じます。

平成31年第1回2月佐渡市議会定例会を閉会いたします。

午後 9時50分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長 猪 股 文 彦

署 名 議 員 宇 治 沙 耶 花

署 名 議 員 広 瀬 大 海